

労働環境把握のための調査について

本案件は、労働環境把握のための調査（以下、「労働環境調査」という。）の対象（契約条項）となっておりますので、以下の点について十分御理解のうえ、入札に参加（応札）していただくようあらかじめお知らせいたします。

また、平成31年度より調査対象を拡大しており、労働者の就労状況は一層の注目を集めることとなります。つきましては、朝霞市が雇用する場合の賃金の一部を以下に示しますので、この金額を参考に労働者の処遇改善に努めていただくようお願い申し上げます。

なお、令和6年4月以降に発注する工事については、国土交通省発表の令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価により積算しております。

<労働環境調査の対象案件>

設計金額（税抜）1,000万円以上の工事（平成30年度までは2,000万円以上）

設計金額（税抜）500万円以上の業務委託（平成30年度までは1,000万円以上）

<労働環境調査の内容>

落札者は、次の書類を提出する必要があります。

- 1 契約締結時：労働環境把握のための調書を提出（職場の労働環境についての質問）
- 2 業務（年度）終了時：労働者賃金支払報告書の提出（従事したすべての労働者（下請含む）が対象）

※提出書類は、朝霞市ホームページを御覧ください。

<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/54/roudoukankyouchousa2017.html>

●労働環境調査は契約条項です

⇒調査の実施（書類の提出）がない場合は、入札参加停止の対象となります。

●労働者賃金支払報告書は元請下請を問わず、すべての労働者が調査対象です

⇒下請業者の協力が得られないとの理由で調査対象から外すことはできません。

下請契約を締結する前に十分な説明又は契約事項としてください。

●労働者賃金支払報告書は元請が取りまとめて提出してください

⇒下請業者が朝霞市へ直接提出することはできません。

<令和6年度朝霞市会計年度任用職員賃金>

- ・事務補助員、用務員、給食調理補助員・・・1,070円/時間
- ・給食調理員・・・1,190円/時間
- ・看護師・・・1,710円/時間
- ・准看護師・・・1,470円/時間

朝霞市建設工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下、「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

[注] 発注者が内訳書を必要としない場合は、この条を適用除外とする。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 契約の保証を免除する場合には、この条を適用除外とする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したものと及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものと及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払い等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の選定)

第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を朝霞市内に本店、営業所又は建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は朝霞市内に本店、営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は埼玉県産とするよう努めなければならない。

(下請負人の通知)

第7条の2 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) 主任技術者

(B) 監理技術者

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B) は、建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に使用する。

[] の部分には、同法第 26 条第 3 項の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第 11 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第 13 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第 14 条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者

は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - 二 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - 三 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者が協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工

期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第 23 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 22 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 25 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

－ 条文(A) －

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金(中間前払金を除く。)の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注

者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第 36 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

－ 条文(B) －

(前金払)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金を除く。）の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金に限る。）の支払いを発注者に請求することができる。
- 3 受注者は前項に規定する中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払い金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 2 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 4 項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5（第 2 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第 36 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

[注] 条文(A)は部分払を適用する時に、条文(B)は中間前払金を適用する時に選択的に使用する。

(前払金の使用等)

第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り）に相応する請負代金額相当額の 10 分の 9 以内の額について、契約書記載の回数以内において次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

[注] 部分払を行わない場合には、この条は適用しない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額≦第 1 項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)
- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第 39 条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 5 項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 32 条第 2 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金の額)

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 40 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第 41 条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第 35 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第 36 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計

年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証制限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第 3 項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第 42 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 38 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{出来高金額} \times 9 / 10 - (\text{前払金額} \times \text{出来高金額} / \text{支払限度額}) - \text{既部分払額}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

（第三者による代理受領）

第 43 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第 44 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 45 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 46 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 48 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第 5 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。

四 第 10 条第 1 項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第 44 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 48 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 第 5 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第 50 条又は第 51 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに

該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 49 条 第 47 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 50 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 51 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

二 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 52 条 第 50 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 53 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 35 条 (第 41 条において準用する場合を含む。) の規定による前払金があったときは、当該前払金の額 (第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額) を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 47 条、第 48 条又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第 46 条、第 50 条又は第 51 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件 (下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。) があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 47 条、第 48 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 46 条、第 50 条又は第 51 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意

見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 54 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 工期内に工事を完成することができないとき。

二 この工事目的物に契約不適合があるとき。

三 第 47 条又は第 48 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 47 条又は第 48 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。ただし、損害金の総額が 100 円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

6 第 2 項の場合（第 48 条第 9 号及び第 11 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 54 条の 2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第 2 号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当する

ものであるとき。

- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約不適合責任期間等）

- 第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたと

きは、この限りでない。

- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

[注] 第 9 項は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。

- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第 57 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第 58 条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会で発注者と受注者とが協議して管轄審査会と定めるもの（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第 59 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 60 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第 61 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（令和 2 年 4 月 1 日施行）

工事特記仕様書

(総則)

第1条 本特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書を補完する。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工事名 まぼりひがし公園整備工事
- (2) 工事箇所 朝霞市根岸台5丁目地内
- (3) 施工期間 契約締結日～令和7年3月19日
- (4) 工事目的 環境、防災、コミュニティ形成のためグリーンインフラとしての機能を発揮する公園を整備する。
- (5) 概要 受注者は、本特記仕様書、設計図書、図面等に基づいて、施工計画書を作成し、整備工事を実施するものとする。
 - a. 整備工事に関すること
 - ・ 整備工事一式
 - ・ 工事に伴う近隣対策
 - ・ 中間検査、完成検査
 - ・ 完成図書類の作成
 - ・ 工事に関わる各種協議、手続等
 - b. その他の関連業務
 - ・ 各種申請及び手続等
 - ・ 交付金等に関する補助
 - ・ 開園準備等

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、受注者は、再生資源利用〔促進〕計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。工事完成後、速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

- 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）
 - ① 500m³以上の建設発生土を搬入する工事
 - ② 500t以上の砕石（再生骨材等を含む）を搬入する工事
 - ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
 - ④ 最終請負金額100万円以上の工事
- 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）
 - ① 500m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材を合計で200t以上搬出する工事
 - ③ 最終請負金額100万円以上の工事

- 2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。
また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。
- 3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第4条 建設発生土は、下記に示す土質改良プラントに搬出し、処分するものとする。

なお、別のプラント施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ることとする。

ア 土質改良プラント 朝霞市上内間木503-6

関口工業㈱・三立建設㈱共同企業体 朝霞リサイクルステーション

イ 土質及び土量 第1～3種建設発生土 877.84m³ (設計数量)

- 2 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。
- 3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第5条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	三井住建道路㈱・北側ヒューテック㈱・ ゾグタ道路㈱共同企業体 朝霞共同アスコン	朝霞市上内間木549-2
アスファルト	三井住建道路㈱・北側ヒューテック㈱・ ゾグタ道路㈱共同企業体 朝霞共同アスコン	朝霞市上内間木549-2
木材		

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第6条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生アスコン	(13)-50 , (20)-50	表層及び基層等
再生粒調碎石	40 mm以下	車道路盤等
再生切込碎石	40 mm以下	車道及び歩道路盤等
再生砂	細粒分 含有率 50%未満	歩道等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

第7条 本工事に必要となる諸手続きがある場合は、請負者の費用負担で迅速に行わなければならない。着工時提出書類は、遅滞なく提出すること。

上記手続きは、監督員の指示または要請がある場合は、これを代行または協力しなければならない。また、現場代理人等通知書を提出後、速やかにCORINSの登録を行うこと。

CORINSの登録期間は、現場代理人等通知書の提出から、監理技術者等は工事開始日からとする。

第8条 工事書類等

工事書類は、所定の様式により提出すること。

(施工計画)

受注者は、工事着手前に埼玉県土木工事实務要覧、埼玉県建築工事实務要覧等に準じ、安全管理を含めて記載した施工計画書を市に提出し、確認を受けること。

(工事期間中に係る書類等)

受注者は、工事期間中に埼玉県土木工事实務要覧、埼玉県建築工事实務要覧等に準じ、関係書類と共に市に提出し、確認を受けること。市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、提出時について記載の無いものは、別途指示する。

(完成図書)

受注者は、市による完成確認の通知に必要な完成図書を提出し確認を受けること。なお、提出の体裁、部数等については、別途、市の指示に従うこととする。

第9条 整備工事に関すること

(整備工事に関する基本事項)

- ・契約書に定める期間内に、整備工事を実施すること。
- ・受注者は、整備工事を総合的に把握し調整を行う工事責任者を定めること。
- ・整備工事に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、受注者が責任を負うこと。
- ・原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、受注者が責任を負うものとする。が、市が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、市が責任を負うものとする。
- ・その他、市は、受注者に対して指示や必要書類の提出を求めることができる。

(整備工事に関する留意事項)

a. 工事

- ・工事は、事業計画に定める期間内に履行すること。(令和7年度開園)
- ・各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って工事を実施すること。
 - 埼玉県土木工事共通仕様書 第9編 公園緑地編(令和5年12月)
 - 日本公園緑地協会ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり(改訂版)
 - 埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック(平成17年3月)
 - 日本公園施設業協会(JPFA) 遊具の安全に関する基準等
- ・工事期間中は、定期的に設計者による設計図書、仕様書等に基づく助言を受け、変更等の場合は、事前に工事記録等により市と協議をすること。

なお設計者の配置は、市と協議の上、選任すること。
- ・月報に主要な工事記録写真を添付し市に提出すること。
- ・受注者は、市に施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・市は、受注者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとする。

b. 工事に伴う近隣対策

- ・近隣対策については、着工前に市と協議を行うこと。
- ・建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。
- ・工事に伴う騒音、利用中止等について、利用者、住民等へ必要に応じ事前にポスティング及び掲示等により周知を図るとともに、問合せ及び苦情に対応すること。
- ・施工期間を通して、騒音、振動、粉塵飛散、搬出入車両の交通問題をはじめ、周辺環境への影響に十分配慮し、問題が発生しないように努めること。

- ・着工後問題が発生した場合は、速やかに市に報告し、十分協議を行った上で対応すること。
 - ・工事期間中、工事の内容等について、住民等への説明や立会いする機会が生じた場合には、監督員と協議の上協力するものとする。
- c. 工事に伴う安全対策
- ・工事期間中の周辺住民等の往来には十分配慮し、敷地内外での事故防止に万全を期すこと。
 - ・工事現場全体の保安のために、必要に応じ警備員を配置すること。
 - ・作業の際には場所や状況に応じて、立て看板及びカラーコーン等で作業中であることを表示し実施する。看板の表示内容については監督員の指示によること。
 - ・工事車両の出入口では、交通整理を行い、安全対策を講じること。また、施工に際し、車両の動線確保等が生じる恐れのある場合も、必要に応じて交通整理を行うこと。
- d. 工事計画策定
- ・関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
 - ・騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他、工事が周辺環境に与える影響を勘案し合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
 - ・近隣へ工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間について近隣の了承を得ること。
 - ・工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動）を行うこと。
 - ・工事は、原則として「日曜日及び国民の祝日に関する法律」に規定する休日には行わないこと。作業を行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

(着工前)

a. 各種届出・申請義務

- ・工事に伴う各種申請手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。
- ・各種届出、申請、許認可等の書類の副本・写し等を市に提出すること。

b. 近隣調整・準備調査等

- ・着工に先立ち、近隣との調整及び工事準備調査等を十分に行い、工事の円滑な推進と近隣の理解及び安全を確保すること。
- ・工事による設置施設等、近隣に及ぼす諸影響を検討し問題があれば適切な処置を行うこと。
- ・市と連携し、近隣住民等へ、工事工程等について説明をすること。
- ・準備調査において、特記仕様書や設計書等の記載のないものに手を加える（撤去・伐採を行うなど）場合には、事前に市や関連官庁に確認を行い、届出等手続が必要な場合には滞りなく行うこと。

(工事中)

a. 建設工事等

- ・各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って工事を実施すること。
- ・契約書・設計書及び仕様書に明示していない事項であっても、機能上・施工上当然必要と考えられるもの。取り合いのはつりや、補修、復旧は受注者の負担で対処するものとする。
- ・受注者は、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・市は、受注者に当たる者が行う工程会議に立会うことができるとともに、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

- ・工事中における当該関係者及び近隣への安全対策については万全を期すこと。
- ・工事を円滑に推進できるように、必要な施工状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ・まぼりひがし公園は、現在、開園中のため。工事着手の際は事前に周知を行うこと。

b. 工事監理

- ・主任技術者及び監理技術者の設置等については、建設業法第26条に基づき配置すること。
- ・工事監理者は、工事監理業務の状況について毎月市に定期報告を行うとともに、市が要請した場合は、随時報告を行う。

(完成後業務)

a. 受注者による完成検査

- ・受注者は、受注者の責任及び費用において、完成検査及び機器・器具等の試運転等を実施すること。
- ・完成検査及び機器・器具等の試運転等を実施については、市に書面で通知すること。
- ・市は、受注者が実施する完成検査及び機器・器具等の試運転に立会う。
- ・受注者は、市に対して完成検査及び機器・器具等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

b. 市による完成検査

- ・市は、受注者が立会のもとで完成確認を実施するものとする。
- ・受注者は、機器、器具、備品の取扱いに関する市への説明を実施すること。

c. 確認結果及び引渡し

- ・市による完成検査の結果、合格であると判定したときは、完成検査結果通知書を発行するものとする。

d. 再検査

- ・受注者は、確認結果が不合格となった場合は、市の指示に従って定められた期日内に是正及び手直し等を行い再検査を受けること。

(その他関連業務)

a. 各種申請及び手続等

- ・整備工事及び供用開始に必要な一切の申請及び手続等を行うこと。

b. 開園準備業務

- ・供用開始までに供用開始後の施設の維持管理・運営が十分に行えるように、設備の試運転や、維持管理の操作説明等を実施すること。

c. 市への施設の引き渡し

- ・市から施設の完成検査結果通知書を受領した後、引渡し予定日までに完成図書とともに施設を市に引き渡すこと。

第10条 本工事で設置する遊具等は、JPFAによって認定された「SP表示認定企業」によって製造されたもの（必要な場合）かつ、設計図書で示すもの、又は同等品以上とする（事前に監督員と協議する）。

第11条 この仕様に定めのない事項については、発注者と請負者の間で協議すること。

公園便所特記仕様書

第1章 総則

1-1 適用範囲

この計画書は表紙記載の工事のうち、屋外ユニットトイレの工場製作及び輸送・設置に適用し、工事が安全円滑に推進する事を目的とする。

1-2 準拠法令・規準及び図書

この計画書は、下記の設計図書、法令、規則、規準に基づき作成したものである。

(1) 現場説明書及び質問応答書

(2) 特記仕様書

(3) 本設計図

(4) a. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版

b. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版

c. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版

1-3 変更、質疑、協議

この計画書の中で、変更・質疑事項が発生した場合、又は記載外の事項で重要と考えられる問題が発生した場合は、監督員と協議の上承認を得る。

第2章 一般事項

2-1 工事概要

(1) 工事名称 まぼりひがし公園整備工事

(2) 工事場所 朝霞市根岸台5丁目地内

(3) 発注者 朝霞市

(4) 予定工期 契約締結日 ～令和7年 3月 19日

(5) 構造・規模 鉄筋コンクリート造（PCパネル組立） 床面積24.19㎡

2-2 作業組織・保有資格・分担表

受託者は建設業の登録関係書類提出および各工種毎の作業員および保有資格を明記した分担表を作成する。

2-3 作業系統図

作業手順に基づく系統図を作成し、マスター工程の中に公園便所の工程を挿入する。

2-4 設備機器

工事に使用する主要な機器類について、名称、形式番号、製造所、台数等の一覧表を作成する。

第3章 材料

3-1 材料の品質等

(a) 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。

(b) 材料の色、柄等については、監督職員の指示を受ける。

3-2 材料検査・試験

製造所の検査証明書、検査書をもってこれに代える。

3-4 材料の保管

搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。

3-5 仕様材料一覧表

工種、部位、材料名称、規格寸法、メーカー等の一覧表作成し、監督員の承認を得ること。

第4章 製作図・承認図

- 4-1 設計図書に基づき、承認図を作成し、施工業者及び監督員の承諾を得た後、承認図により製作図に着手する。

第5章 工事概要

5-1 養生・墨出

- (1) コンクリート、モルタル、塗装、タイル工事等は適切な養生を行い、有害な振動、外力を受けないように保護する。
- (2) 製作の進捗により各工程での正確な作業を行なう為、各部の中心・仕上寸法線又は、逃げ墨等適切な墨出を行なう。

5-2 コンクリート型枠

- (1) 型枠は作業荷重、コンクリートの自重及び側圧、打設時の振動及び衝撃水平荷重等の外力に耐えコンクリートの所定品質が得られるように行なう。
- (2) 型枠は、有害な水漏れがなく取外しが容易で取外しの際コンクリートに損傷を与えないように施工する。
- (3) 型枠の解体は、存置期間が5N以上に達した事を確認後行なう。

5-3 コンクリート打設

- (1) 使用するコンクリートは JIS A 5308 適合するレディミクストコンクリートの製造工場より購入する。
- (2) コンクリートの打設及び締め固めは、均質且つ密実に充填され、所定の品質のコンクリートが得られるように行なう。
- (3) コンクリートは打ち込み終了直後から水和反応や硬化が十分に進行するまでの間急激な乾燥及び温度変化、過度の高低温の影響、振動及び衝撃の有害な影響を受けないように十分養生する。

5-4 給水工事

- (1) 給水管の加工は製作図・衛生器具等の詳細図に従い型枠に横走り管、立管及び水栓の正確な墨出を行い配管ルートと管の切断寸法を確認する。
- (2) 給水管の接着には JWWAS101（水道用硬質塩化ビニール管接着剤）を用いる。
- (3) 配管完了後、開口部をプラグで密閉し水圧試験を実施する、試験状況は工事看板を配した写真で記録する。
- (4) 給水管とコンクリートとの接触部は埋め込み前に防食テープを巻付け、水栓等露出器具取り付ける際のねじ部分には、シールテープを用いる。

5-5 電気工事

- (1) 電線相互の接続は配電盤ボックス、ジョイントボックス及びプルボックス内で行い、接続部を露出させない。電線管内では接続しない。
- (2) 電線管布設の際、曲げ角度は90度をこえてはならない。又、ボックス間の屈曲箇所は4カ所以内とする。管路の埋め込みは構造及び強度に支障のないよう行なう。又、適切な方法で固定する。

5-6 排水工事

- (1) 管の接続は冷間工法とし管内に流れの障害となる段差を生じないように行なう。
- (2) 排水本管又は枝管が水平合流する箇所は45度又は90度大曲Y継手を使用し横走り管が立管に合流する箇所では90度Y継手を使用する。
- (3) 排水管は満水試験を行い、衛生器具等の取付け完了後、通水試験を行う。

5-7 左官・塗装・タイル工事

- (1) コンクリートの壁面は、高圧洗浄等により水洗いを行い、モルタル等の付着を妨げる物を除く。
- (2) ひずみ、不陸等の著しい箇所は、目荒らし、水洗い等の上モルタルで補修し、所定の養生期間を取る。
- (3) わずかな素地ごしらの欠陥は研磨紙（布）又はパテ等にて補修する。
- (4) 主材塗は吹付け塗りとし見本と同様の模様で均一に仕上がるように行なう。
- (5) 塗り厚は、原則として全仕上げ厚さ、タイル厚さ等から定める。
- (6) 目地割に基づいて役物を貼付け水系を引き通し、基準となる定規張りを行い縦横目地引き通しに注意しながら張り上げる。

5-8 衛生器具・水栓・電気器具

- (1) 大便器、小便器は、あらかじめ設けた据付孔に所定の据付位置に水平、高さとも正確に設置し固定する。タイル床と便器の隙間はモルタルにて処理する。
- (2) 給水管の接続部はシールテープを用い、又フラッシュバルブ本体及び便器との取付けはパッキン類を正確に配し漏水のないよう取付ける。
- (3) 通水試験は水栓等器具取付け後に各々全開又は作動させ吐出水が清澄となるまで行なう。現場設置後各器具からの水量の状況を確認し流量調整を行なう。
- (4) 照明器具は通電試験を行い電気器具の点灯作動及び漏電の有無の確認と絶縁抵抗値の測定をする。

第6章 検査

- 6-1 社内検査は作業系統の工程に従い品質管理のため適切に行なう。又あらかじめ定められた検査報告事項に付いては報告書を提出する。

第7章 現場設置工

7-1 設置作業

- (1) トイレの規模、形状、敷地及び工程など事前に十分な打合せを行い搬入経路と搬入路及びクレーン設置場所の地盤強度、設置順序設置機械、荷捌方法などの設置計画を決定する。
- (2) 設置に際してはクレーンと設置位置との距離及び周囲の建造物との間隔、クレーンの定格荷重等について、クレーン作業の安全性を事前に確認する。
- (3) 基礎アンカーボルト及び躯体インサートボルトを連結金具で取り付ける。
- (4) ベースコンクリートと躯体を連結金物で固定する。
- (5) 設置完了後、製品検査を行い損傷などの有無を確認し、現場責任者立会のもと必要な検査を行う。

令和6年度

工 事 仕 様 書

国補

工 事 名	まぼりひがし公園整備工事
-------	--------------

工 事 場 所	朝霞市根岸台5丁目地内
---------	-------------

路 河 川 名 称	
-----------	--

事 業 名	
-------	--

工 事 大 要	
---------	--

まぼりひがし公園整備工事一式

変更理由							
備考							
地区	(0001) 県南	労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00		
単価適用年月	(R0603) 令和06年03月						
工期	当初	自		至			
		日数					
	変更			至			
経費適用年月	令和06年03月						
主たる工種	公園工事						
施工地域	市街地 (D I D 補正) (1) - 3						
設計	当初金額			変更金額			
	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
請負	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	採用しない						

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
公園緑地整備・改修				1	式			
— 基盤整備				1	式			
— — 敷地造成工				1	式			
— — — 掘削工				1	式			
— — — — 掘削押土				336.54	m3			第1号一位代価表
— — — 盛土工				1	式			
— — — — 路床盛土				38.10	m3			第2号一位代価表
— — — 残土処理工				1	式			
— — — — 残土処分				108.01	m3			第3号一位代価表
— — 擁壁工				1	式			
— — — 場所打擁壁工				1	式			

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ト	ウォール-1	コンクリー	ト打ち放し仕上げ		m			第4号一位代価表
				6.2				
ト	ウォール-2	コンクリー	ト打ち放し仕上げ		m			第5号一位代価表
				11.4				
ト	ウォール-3	コンクリー	ト打ち放し仕上げ		m			第6号一位代価表
				2.8				
ト	ウォール-4	コンクリー	ト打ち放し仕上げ		m			第7号一位代価表
				12.3				
---	作業土工				式			
				1				
---	床掘				m3			第8号一位代価表
				5.44				
---	埋戻				m3			第9号一位代価表
				1.4				
--	構造物撤去工				式			
				1				
---	構造物取壊し工				式			
				1				
---	アスファルト舗装版切断				m			第10号一位代価表
				9				
---	アスファルト舗装版破碎				m2			第11号一位代価表
				3.9				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
-	-	-	コンクリート舗装版破碎		m2			第12号一位代価表
				28.60				
-	-	-	コンクリート構造物取壊し（無筋）		m3			第13号一位代価表
				7.28				
-	-	-	発生材運搬処理		式			
				1				
-	-	-	アスファルト		m3			第14号一位代価表
				0.39				
-	-	-	コンクリート殻（無筋）		m3			第15号一位代価表
				7.28				
-	-	-	公園施設等撤去・移設工		式			
				1				
-	-	-	公園施設撤去工		式			
				1				
-	-	-	車止め撤去・処分		基			第16号一位代価表
				9				
-	-	-	フェンス撤去・処分		m			第17号一位代価表
				6.9				
-	-	-	手すり撤去・処分		基			第18号一位代価表
				1				
-	-	-	移設工		式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
――― ベンチ移設 (取外し・仮置き)		基			第19号一位代価表
	4				
――― 車止め移設 (取外し・仮置き)		基			第20号一位代価表
	1				
― 植栽		式			
	1				
― 植栽工		式			
	1				
―― 高中木植栽工		式			
	1				
――― アラカシ		本			第21号一位代価表
	1				
――― シラカシ		本			第22号一位代価表
	1				
――― キンモクセイ		本			第23号一位代価表
	4				
――― ソヨゴ		本			第24号一位代価表
	3				
――― トキワマンサク (赤)		本			第25号一位代価表
	13				
――― アオハダ		本			第26号一位代価表
	3				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
----	イロハモミジ				本			第27号一位代価表
				2				
----	コナラ				本			第28号一位代価表
				1				
----	クヌギ				本			第29号一位代価表
				1				
----	クマノザクラ				本			第30号一位代価表
				2				
----	コヒガンザクラ				本			第31号一位代価表
				3				
----	サルスベリ				本			第32号一位代価表
				2				
----	ジンダイアケボノ				本			第33号一位代価表
				2				
----	ヤマボウシ				本			第34号一位代価表
				2				
----	サンシュユ				本			第35号一位代価表
				5				
----	ジューンベリー				本			第36号一位代価表
				2				
----	ナツグミ				本			第37号一位代価表
				2				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
----- パイカウツギ		本			第38号一位代価表
	2				
----- ハコネウツギ		本			第39号一位代価表
	7				
----- ブルーベリー		本			第40号一位代価表
	2				
----- ミツバツツジ		本			第41号一位代価表
	5				
----- ライラック		本			第42号一位代価表
	5				
----- ロウバイ		本			第43号一位代価表
	4				
----- 樹名札-1		基			第44号一位代価表
	22				
--- 客土		式			
	1				
----- 中高木植穴客土		m3			第45号一位代価表
	90.5				
-- 低木地被類植栽工		式			
	1				
----- ジンチョウゲ		株			第46号一位代価表
	61				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
----	ヒラドツツジ				株			第47号一位代価表
				20				
----	フィリアオキ				株			第48号一位代価表
				20				
----	マルバシャリンバイ				株			第49号一位代価表
				61				
----	ガクアジサイ				株			第50号一位代価表
				20				
----	ユキヤナギ				株			第51号一位代価表
				20				
----	アベリアホープレイズ				鉢			第52号一位代価表
				136				
----	マホニアコンヒューサ				株			第53号一位代価表
				207				
----	オタフクナンテン				鉢			第54号一位代価表
				302				
----	フィリフェラオーレア				鉢			第55号一位代価表
				261				
----	シマカンスゲ				鉢			第56号一位代価表
				136				
----	フィリヤブラン				鉢			第57号一位代価表
				136				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
----	イベリス				鉢			第58号一位代価表
				166				
----	クリスマスローズ				鉢			第59号一位代価表
				166				
----	アワモリショウウマ				鉢			第60号一位代価表
				30				
----	チェリーセージ				鉢			第61号一位代価表
				44				
----	ローズマリー				鉢			第62号一位代価表
				108				
----	ラベンダー				鉢			第63号一位代価表
				193				
----	コモンタイム				鉢			第64号一位代価表
				38				
----	コモンセージ				鉢			第65号一位代価表
				14				
----	モナルタ				鉢			第66号一位代価表
				14				
----	ノシバ				m2			第67号一位代価表
				1,119.7				
----	樹名札-2				基			第68号一位代価表
				68				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
- - - - 面客土 (低木・地被)		m2			第69号一位代価表
	168.2				
- - - - 面客土 (芝生)		m2			第70号一位代価表
	1,119.7				
- 施設整備		式			
	1				
- - 給水設備工		式			
	1				
- - - 水栓類取付工		式			
	1				
- - - - 量水器移設		個			第71号一位代価表
	1				
- - - - 止水栓25A		個			第72号一位代価表
	2				
- - - - 止水栓20A		個			第73号一位代価表
	1				
- - - - 散水栓		基			第74号一位代価表
	2				
- - - 給水管路工		式			
	1				
- - - - 給水管40A		m			第75号一位代価表
	22.0				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
----	給水管	25A			m			第76号一位代価表
				1.7				
----	給水管	20A			m			第77号一位代価表
				54.9				
----	埋設標				個			第78号一位代価表
				5				
----	埋設鋏				個			第79号一位代価表
				4				
----	埋設シート				m			第80号一位代価表
				77.8				
----	給水管引込				箇所			第81号一位代価表
				1				
---	作業土工				式			
				1				
----	床掘				m3			第82号一位代価表
				11.55				
----	埋戻				m3			第83号一位代価表
				8.39				
--	雨水排水設備工				式			
				1				
--	側溝工				式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
----	切り下げ-1				箇所			第84号一位代価表
				1				
----	切り下げ-2				箇所			第85号一位代価表
				1				
----	素掘側溝				m			第86号一位代価表
				76.4				
---	管渠工				式			
				1				
----	雨水管VU150				m			第87号一位代価表
				28.4				
---	集水柵・マンホール工				式			
				1				
----	貯留浸透柵				箇所			第88号一位代価表
				8				
----	浸透柵				箇所			第89号一位代価表
				3				
----	雨水柵				箇所			第90号一位代価表
				1				
----	芝側溝柵				箇所			第91号一位代価表
				3				
---	地下排水工				式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
-	-	-	浸透トレンチSP150		m			第92号一位代価表
				119.7				
-	-	-	透水管TP150		m			第93号一位代価表
				24.5				
-	-	-	作業土工		式			
				1				
-	-	-	床掘		m3			第94号一位代価表
				70.96				
-	-	-	埋戻		m3			第95号一位代価表
				5.02				
-	-	-	汚水排水設備工		式			
				1				
-	-	-	管渠工		式			
				1				
-	-	-	汚水管-1		m			第96号一位代価表
				34.9				
-	-	-	汚水管-2		m			第97号一位代価表
				3.8				
-	-	-	汚水柵・マンホール工		式			
				1				
-	-	-	塩ビ柵		箇所			第98号一位代価表
				8				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
----	塩ビ柵移設				基			第99号一位代価表
				1				
----	マンホールトイレ				基			第100号一位代価表
				3				
---	作業土工				式			
				1				
----	床掘				m3			第101号一位代価表
				14.2				
----	埋戻				m3			第102号一位代価表
				5.77				
--	電気設備工				式			
				1				
---	照明設備工				式			
				1				
----	ハンドホール				箇所			第103号一位代価表
				6				
----	引込柱				基			第104号一位代価表
				1				
----	照明灯-1				基			第105号一位代価表
				3				
----	照明灯-2				基			第106号一位代価表
				4				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
----	アップライト				基			第107号 一位代価表
				2				
----	コンセントBOX				基			第108号 一位代価表
				1				
----	配電盤				面			第109号 一位代価表
				1				
---	電線管路工				式			
				1				
----	電線管FEP40				m			第110号 一位代価表
				8.6				
----	電線管FEP30				m			第111号 一位代価表
				288.8				
----	ケーブル cv22sq-3c				m			第112号 一位代価表
				17.9				
----	ケーブル cv14sq-3c				m			第113号 一位代価表
				27.9				
----	ケーブル cv3.5sq-3c				m			第114号 一位代価表
				192.2				
----	埋設鋸				個			第115号 一位代価表
				1				
----	埋設シト				m			第116号 一位代価表
				156.0				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
---	作業土工				式			
				1				
----	床掘				m3			第117号 一位代価表
				42.85				
----	埋戻				m3			第118号 一位代価表
				37.84				
--	園路広場整備工				式			
				1				
---	アスファルト舗装工				式			
				1				
----	アスファルト舗装				m2			第119号 一位代価表
				3.9				
---	アスファルト系舗装工				式			
				1				
----	透水性アスファルト舗装-1				m2			第120号 一位代価表
				93.8				
----	透水性アスファルト舗装-2				m2			第121号 一位代価表
				203.7				
---	コンクリート系舗装工				式			
				1				
----	インターロッキング舗装				m2			第122号 一位代価表
				108.8				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
---	土系舗装工				式			
				1				
----	ガス舗装				m2			第123号 一位代価表
				218.0				
---	樹脂系舗装工				式			
				1				
----	ゴムチップ舗装				m2			第124号 一位代価表
				33.5				
---	石材系舗装工				式			
				1				
----	自然石舗装				m2			第125号 一位代価表
				8.2				
---	園路縁石工				式			
				1				
----	縁石				m			第126号 一位代価表
				7.2				
----	コンクリート縁石				m			第127号 一位代価表
				68.4				
----	GRC縁石				m			第128号 一位代価表
				287.4				
---	区画線工				式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
----	区画線				m			第129号 一位代価表
				18				
---	階段工				式			
				1				
----	階段 (階段ブロック)				箇所			第130号 一位代価表
				1				
---	デッキ工				式			
				1				
----	木デッキ				箇所			第131号 一位代価表
				1				
---	視覚障害者誘導用ブロック工				式			
				1				
----	視覚障害者誘導用ブロック (点状ブロック)				m2			第132号 一位代価表
				2.1				
---	作業土工				式			
				1				
----	床掘				m3			第133号 一位代価表
				0				
----	埋戻				m3			第134号 一位代価表
				0				
--	修景施設整備工				式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
---	修景施設			1	式			
----	レイズドベッド花壇			1	箇所			第135号 一位代価表
----	ごろた石		Φ150~250内外	15	m2			第136号 一位代価表
----	クーリングウォール			1	箇所			第137号 一位代価表
---	作業土工			1	式			
----	床掘			6.52	m3			第138号 一位代価表
----	埋戻			4.13	m3			第139号 一位代価表
--	遊戯施設整備工			1	式			
---	遊具組立設置工			1	式			
----	複合遊具			1	基			第140号 一位代価表
----	バケットブランコ			1	基			第141号 一位代価表

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
----	ロッキング遊具				基			第142号 一位代価表
				1				
---	小規模現場打遊具工				式			
				1				
----	砂場				箇所			第143号 一位代価表
				1				
---	作業土工				式			
				1				
----	床掘				m3			第144号 一位代価表
				18.13				
----	埋戻				m3			第145号 一位代価表
				14.3				
--	サービス施設整備工				式			
				1				
---	水飲み場工				式			
				1				
----	水飲み場				基			第146号 一位代価表
				1				
---	ベンチ・テーブル工				式			
				1				
----	ベンチ移設 (設置)				基			第147号 一位代価表
				4				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
-	-	-	かまどベンチ		基			第148号 一位代価表
				1				
-	-	-	サークルベンチ		基			第149号 一位代価表
				1				
-	-	-	ベンチ・セット		箇所			第150号 一位代価表
				1				
-	-	-	サイン施設工		式			
				1				
-	-	-	制札サイン		基			第151号 一位代価表
				1				
-	-	-	利用案内板		基			第152号 一位代価表
				1				
-	-	-	情報掲示板		基			第153号 一位代価表
				1				
-	-	-	作業土工		式			
				1				
-	-	-	床堀		m3			第154号 一位代価表
				3.26				
-	-	-	埋戻		m3			第155号 一位代価表
				2.18				
-	-	-	管理施設整備工		式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
---	井戸工				式			
				1				
---	揚水設備 (手押しポンプ・井戸)				箇所			第156号 一位代価表
				1				
---	柵工				式			
				1				
---	外周フェンス				m			第157号 一位代価表
				7.8				
---	防球ネット (門扉含む)				箇所			第158号 一位代価表
				1				
---	手摺 二段				箇所			第159号 一位代価表
				2				
---	車止め工				式			
				1				
---	車止め 可動式				基			第160号 一位代価表
				2				
---	車止め移設 (設置)				基			第161号 一位代価表
				1				
---	園名板工				式			
				1				
---	園名サイン				基			第162号 一位代価表
				1				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
-- 作業土工					式			
				1				
---- 床堀					m3			第163号 一位代価表
				7.23				
---- 埋戻					m3			第164号 一位代価表
				2.12				
-- 建築施設組立設置工					式			
				1				
-- 四阿工					式			
				1				
二 休憩所（四阿+パーゴラ+砂場柵 一体型）					箇所			第165号 一位代価表
				1				
-- 便所工					式			
				1				
---- トイレ					棟			第166号 一位代価表
				1				
-- 作業土工					式			
				1				
---- 床堀					m3			第167号 一位代価表
				33.08				
---- 埋戻					m3			第168号 一位代価表
				10.23				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
-	【交通誘導警備員】				式			
				1				
- -	【交通誘導警備員】				式			
				1				
- - -	【交通誘導警備員】				式			
				1				
- - - -	交通誘導警備員				人日			第169号 一位代価表
-	設計者監理				式			
				1				
- -	設計者・現場監理				式			
				1				
- - -	設計者配置				式			
				1				
- - - -	設計者				人			第170号 一位代価表
-	直接工事費				式			
				1				
- -	共通仮設費計				式			
				1				
- - -	共通仮設費（率分）				式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ 純工事費					式			
				1				
_ _ 現場管理費					式			
				1				
_ 工事原価計					式			
				1				
_ _ 一般管理費等					式			
				1				
工事価格					式			
				1				
_ 消費税相当額					式			
				1				
工事費合計					式			
				1				

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

第1号一位代価表

掘削押土

1.000 m3 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
掘削 土砂, オブソクル, 有り, 普通 土30,000m3未満・湿地軟弱土	1	m3			第1号施工P
合計		m3			

第2号一位代価表

路床盛土

1.000 m3 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
路床盛土 4.0m以上, 10,000m3未満, 無し	1	m3			第2号施工P
合計		m3			

第3号一位代価表

残土処分

1.000 m3 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
積込(ルーズ) 土砂, 土量50,000m3未満	1	m3			第3号施工P
UCR処分費 処分場所 秋ヶ瀬ヤード	1	m3			
合計		m3			

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュ 40~0, 全ての費用	75	m ²			第4号施工P
型枠 一般型枠, 均しコンクリート	15	m ²			第5号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 18-8-25(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	5	m ³			第6号施工P
鉄筋加工・組立(横組工) SD295(小口) D10	0.5	t			第1号施工表 D10(小口)
鉄筋加工・組立(横組工) SD295(小口) D13	0.56	t			第2号施工表 D13(小口)
型枠 一般型枠, 鉄筋・無筋構造物	230	m ²			第7号施工P
面木 杉特一等材	200	m			
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 24-8-25(20)(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	25.56	m ³			第8号施工P
撥水材 浸透式吸湿防止剤	133	m ²			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
裏込碎石 再生クラッシュ 40~0, 全ての費用	11	m ³			第9号施工P
施工費 (撥水材) 浸透式吸湿防止剤	133	m ²			
合 計	(1	m	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	68	m ²			第4号施工P
型枠 一般型枠, 均しコンクリート	15.0	m ²			第5号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 18-8-25(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	4.65	m ³			第6号施工P
鉄筋加工・組立 (横組工) SD295 (小口) D10	0.34	t			第1号施工表 D10 (小口)
鉄筋加工・組立 (横組工) SD295 (小口) D13	0.43	t			第2号施工表 D13 (小口)
型枠 一般型枠, 鉄筋・無筋構造物	160	m ²			第7号施工P
面木 杉特一等材	200	m			
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 24-8-25(20)(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	28.26	m ³			第8号施工P
撥水材 浸透式吸湿防止剤	98	m ²			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
裏込碎石 再生クラッシュ 40~0, 全ての費用	4	m ³			第9号施工P
施工費 (撥水材) 浸透式吸湿防止剤	98	m ²			
合 計	(1	m	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュ 40~0, 全ての費用	58	m ²			第4号施工P
型枠 一般型枠, 均しコンクリート	10	m ²			第5号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 18-8-25(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	2.9	m ³			第6号施工P
鉄筋加工・組立(横組工) SD295(小口) D10	0.28	t			第1号施工表 D10(小口)
鉄筋加工・組立(横組工) SD295(小口) D13	0.31	t			第2号施工表 D13(小口)
型枠 一般型枠, 鉄筋・無筋構造物	120	m ²			第7号施工P
面木 杉特一等材	200	m			
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 24-8-25(20)(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	16.2	m ³			第8号施工P
撥水材 浸透式吸湿防止剤	78	m ²			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
施工費（撥水材） 浸透式吸湿防止剤	78	m ²			
合 計	(1	m	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	80	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 均しコンクリート	10	m2			第5号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 18-8-25(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	4	m3			第6号施工P
鉄筋加工・組立(横組工) SD295(小口) D10	0.45	t			第1号施工表 D10(小口)
鉄筋加工・組立(横組工) SD295(小口) D13	0.54	t			第2号施工表 D13(小口)
型枠 一般型枠, 鉄筋・無筋構造物	180	m2			第7号施工P
面木 杉特一等材	200	m			
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 24-8-25(20)(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	21.75	m3			第8号施工P
撥水材 浸透式吸湿防止剤	147	m2			

第7号一位代価表

ウォール-4 コンクリート打ち放し仕上げ

100.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
施工費 (撥水材) 浸透式吸湿防止剤	147	m ²			
合 計	(1	m	当り)

第8号一位代価表

床掘

1.000 m³ 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
機械掘削工 (バックホウ) 山積0.28m ³ (平積0.20m ³)	1	m ³			第3号施工表
合 計		m ³			

第9号一位代価表

埋戻

1.000 m³ 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
埋戻し 最小埋戻幅4m以上	1	m ³			第10号施工P
合 計		m ³			

第10号一位代価表

アスファルト舗装版切断

1.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
舗装版切断 アスファルト舗装版, 15cm以下, 全ての費用	1	m			第11号施工P
合計		m			

第11号一位代価表

アスファルト舗装版破砕

1.000 m2 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
舗装版破砕 アスファルト舗装版, 無し, 不要, 15cm以下, 有り, 全ての費用	1	m2			第12号施工P
合計		m2			

第12号一位代価表

コンクリート舗装版破砕

1.000 m2 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
舗装版破砕 コンクリート舗装版, 無し, 不要, 15cm以下, 有り, 全ての費用	1	m2			第13号施工P
合計		m2			

第13号一位代価表

コンクリート構造物取壊し（無筋）

1.000 m3 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
構造物とりこわし 無筋構造物，機械施 工，無し，無し，必要	1	m3			第5号施工表
積込(コンクリート殻) 全ての費用	1	m3			第14号施工P
合 計		m3			

第14号一位代価表

アスファルト

1.000 m3 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
廃材持込料 区分 朝霞県土整備事務所 適用区分 As廃材	2.35	t			
殻運搬 舗装版破碎，機械積込(小規模土 工)，有り，3.0km以下，全ての費用	1	m3			第15号施工P
合 計		m3			

第15号一位代価表

コンクリート殻（無筋）

1.000 m3 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
廃材持込料 区分 朝霞県土整備事務所 適用区分 Co廃材[無筋]	2.35	t			
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 機械 積込, 有り, 3.3km以下, 全ての費用	1	m3			第16号施工P
合計		m3			

第16号一位代価表

車止め撤去・処分

10.000 基 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
構造物とりこわし 無筋構造物, 機械施 工, 無し, 無し, 不要	3.75	m3			第6号施工表
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 機械 積込, 有り, 3.3km以下, 全ての費用	3.75	m3			第16号施工P
車止め撤去処分 取り外し・取り壊し	10	基			
合計	(1	基	当り)

第17号一位代価表

フェンス撤去・処分

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
構造物とりこわし 無筋構造物, 機械施 工, 無し, 無し, 不要	13.75	m ³			第6号施工表
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 機械 積込, 有り, 3.3km以下, 全ての費用	13.75	m ³			第16号施工P
フェンス本体 (撤去・処分) 取り外し・取り壊し H=1100	100	m			
合 計	(1	m	当り)

第18号一位代価表

手すり撤去・処分

10.000 基 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
手すり撤去・処分 取外し・取壊し (コンクリート充填復 旧処理)	10	基			
合 計	(1	基	当り)

第19号一位代価表

ベンチ移設（取外し・仮置き）

10.000 基 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
構造物とりこわし 無筋構造物, 機械施工, 無し, 無し, 不要	0.62	m3			第6号施工表
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 機械積込, 有り, 3.3km以下, 全ての費用	0.62	m3			第16号施工P
ベンチ移設・基礎撤去 園内再利用	10	基			
合計	(1	基	当り)

第20号一位代価表

車止め移設（取外し・仮置き）

10.000 基 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
車止め移設（取外し・仮置き） 園内利用	10	基			
合計	(1	基	当り)

第21号一位代価表

アラカシ

100.000 本 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	100	本			第7号施工表 アラカシ
合計	(1	本	当り)

第22号一位代価表

シラカシ

100.000 本 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
公園植栽工(高木植栽)		本			第10号施工表
幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	100				
合 計		本			
	(1			当り	

第23号一位代価表

キンモクセイ

100.000 本 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
キンモクセイ		本			
樹高2.0m×枝張0.6m	100				
公園植栽(中低木) 200~300cm未満		本			第76号特殊施工
	100				
添木柱型(1本型・竹)支柱		本			
	100				
合 計		本			
	(1			当り	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ソヨゴ 2.5-株立ち	100	本			
公園植栽（中低木）200～300cm未満	100	本			第76号特殊施工
添木柱型（1本型・竹）支柱	100	本			
合 計	(1	本	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
トキワマンサク（赤） 2.0- -0.4	100	本			
公園植栽（中低木）200～300cm未満	100	本			第76号特殊施工
添木柱型（1本型・竹）支柱	100	本			
合 計	(1	本	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	100	本			第11号施工表
合 計	(1	本	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	100	本			第12号施工表
合 計	(1	本	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	100	本			第13号施工表
合 計	(1	本	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
公園植栽工(高木植栽)		本			第14号施工表
幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	100				
合 計		本			
	(1			当り	

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
公園植栽工(高木植栽)		本			第15号施工表
幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	100				
公園植栽 運搬(移植)工		本			第16号施工表
高木, 幹周15cm以上25cm未満, 2.7 km	100				
公園植栽 掘取(移植)工		本			第18号施工表
高木, 幹周15cm以上25cm未満, 無	100				
合 計		本			
	(1			当り	

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
公園植栽工(高木植栽)		本			第19号施工表
幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	100				
合 計		本			
	(1			当り	

第32号一位代価表

サルスベリ

100.000 本 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	100	本			第20号施工表
合計	(1	本	当り)

第33号一位代価表

ジンダイアケボノ

100.000 本 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	100	本			第21号施工表
合計	(1	本	当り)

第34号一位代価表

ヤマボウシ

100.000 本 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 有	100	本			第22号施工表
合計	(1	本	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
サンシュユ H=2.0m W=0.5m		本			
	100				
公園植栽（中低木）200～300cm未満		本			第76号特殊施工
	100				
添木柱型（1本型・竹）支柱		本			
	100				
合 計		本			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ジューンベリー H=1.5m W=0.4m		本			
	100				
公園植栽（中低木）100～200cm未満		本			第75号特殊施工
	100				
添木柱型（1本型・竹）支柱		本			
	100				
合 計		本			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ナツグミ H=1.5m W=0.4m		本			
	100				
公園植栽（中低木）100～200cm未満		本			第75号特殊施工
	100				
添木柱型（1本型・竹）支柱		本			
	100				
合 計		本			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
バイカウツギ H=1.5m W=0.4m		本			
	100				
公園植栽（中低木）100～200cm未満		本			第75号特殊施工
	100				
添木柱型（1本型・竹）支柱		本			
	100				
合 計		本			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ハコネウツギ H=1.5m W=0.4m		本			
	100				
公園植栽（中低木）100～200cm未満		本			第75号特殊施工
	100				
添木柱型（1本型・竹）支柱		本			
	100				
合 計		本			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ブルーベリー H=1.5m W=0.4m		本			
	100				
公園植栽（中低木）100～200cm未満		本			第75号特殊施工
	100				
添木柱型（1本型・竹）支柱		本			
	100				
合 計		本			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ミツバツツジ H=1.0m W=0.35		本			
	100				
公園植栽（中低木）100～200cm未満		本			第75号特殊施工
	100				
添木柱型（1本型・竹）支柱		本			
	100				
合 計		本			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ライラック H=1.5m W=0.5m		本			
	100				
公園植栽（中低木）200～300cm未満		本			第76号特殊施工
	100				
添木柱型（1本型・竹）支柱		本			
	100				
合 計		本			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ロウバイ H=2.0m W=0.6m	100	本			
公園植栽（中低木）200～300cm未満	100	本			第76号特殊施工
添木柱型（1本型・竹）支柱	100	本			
合 計	(1	本	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
樹名札-1 スプリング 100mm	10	基			
設置費（樹名札-1） スプリング 100mm	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
パーク堆肥 40Lポリ袋入り		L			
pH調整材 15kgポリ袋入り		kg			
	12.5				
肥料NPK=888 20kgポリ袋入り		kg			
	2.5				
積込(ルーズ) 土砂, 小規模(標準)		m3			第17号施工P
	10				
合計		m3			
	(1)			当り	

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
ジンチョウゲ H=0.6m W=0.5m		株			
	100				
公園植栽(中低木) 50~100cm未満		本			第78号特殊施工
	100				
合計		株			
	(1)			当り	

第47号一位代価表

ヒラドツツジ

100.000 株 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ヒラドツツジ 樹高0.6m×葉張0.6m		株			
	100				
公園植栽（中低木）50～100cm未満		本			第78号特殊施工
	100				
合 計		株			
	(1		当り)	

第48号一位代価表

ファイリアオキ

100.000 株 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ファイリアオキ H=0.6 W=0.4		株			
	100				
公園植栽（中低木）50～100cm未満		本			第78号特殊施工
	100				
合 計		株			
	(1		当り)	

第49号一位代価表

マルバシヤリンバイ

100.000 株 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
マルバシヤリンバイ H=0.4m W=0.4m		株			
	100				
公園植栽（中低木）50cm未満		本			第77号特殊施工
	100				
合 計		株			
	(1		当り)	

第50号一位代価表

ガクアジサイ

100.000 株 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ガクアジサイ H=0.8m 3本立		株			
	100				
公園植栽（中低木）50～100cm未満		本			第78号特殊施工
	100				
合 計		株			
	(1		当り)	

第51号一位代価表

ユキヤナギ

100.000 株 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ユキヤナギ H=0.8m 3本立		株			
	100				
公園植栽（中低木）50～100cm未満		本			第78号特殊施工
	100				
合 計		株			
	(1		当り)	

第52号一位代価表

アベリアホープレイズ

100.000 鉢 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
アベリアホープレイズ H=0.2m C=15.0VP		鉢			
	100				
公園植栽（中低木）50cm未満		本			第77号特殊施工
	100				
合 計		鉢			
	(1		当り)	

第53号一位代価表

マホニアコンヒューサ

100.000 株 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
マホニアコンヒューサ H=0.4m C=0.3m	100	株			
公園植栽（中低木）50cm未満	100	本			第77号特殊施工
合 計	(1	株	当り)

第54号一位代価表

オタフクナンテン

1.000 鉢 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
オタフクナンテン 15.0P	1	鉢			
公園植栽工 地被類植付工	1	鉢			
合 計		鉢			

第55号一位代価表

フィリフェラオーレア

100.000 鉢 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
フィリフェラオーレア H=0.2m 3芽立 10.5p		鉢			
	100				
公園植栽 (中低木) 50cm未満		本			第77号特殊施工
	100				
合 計		鉢			
	(1		当り)	

第56号一位代価表

シマカンスゲ

1.000 鉢 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
シマカンスゲ 10.5vp		鉢			
	1				
公園植栽工 地被類植付工		鉢			
	1				
合 計		鉢			

第57号一位代価表

ファイリヤブラン

1.000 鉢 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ファイリヤブラン 3芽立 10.5p		鉢			
	1				
公園植栽工 地被類植付工		鉢			
	1				
合 計		鉢			

第58号一位代価表

イベリス

1.000 鉢 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
イベリス 9.0vp		鉢			
	1				
公園植栽工 地被類植付工		鉢			
	1				
合 計		鉢			

第59号一位代価表

クリスマスローズ

1.000 鉢 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
クリスマスローズ 10.5vp		鉢			
	1				
公園植栽工 地被類植付工		鉢			
	1				
合 計		鉢			

第60号一位代価表

アワモリショウウマ

1.000 鉢 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
アワモリショウウマ 10.5vp		鉢			
	1				
公園植栽工 地被類植付工		鉢			
	1				
合 計		鉢			

第61号一位代価表

チェリーセージ

1.000 鉢 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
チェリーセージ 9.0vp		鉢			
	1				
公園植栽工 地被類植付工		鉢			
	1				
合 計		鉢			

第62号一位代価表

ローズマリー

1.000 鉢 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ローズマリー 15.0vp		鉢			
	1				
公園植栽工 地被類植付工		鉢			
	1				
合 計		鉢			

第63号一位代価表

ラベンダー

1.000 鉢 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ラベンダー		鉢			
9.0vp	1				
公園植栽工 地被類植付工		鉢			
	1				
合 計		鉢			

第64号一位代価表

コモンタイム

1.000 鉢 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
コモンタイム		鉢			
9.0vp	1				
公園植栽工 地被類植付工		鉢			
	1				
合 計		鉢			

第65号一位代価表

コモンセージ

1.000 鉢 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
コモンセージ		鉢			
9.0vp	1				
公園植栽工 地被類植付工		鉢			
	1				
合計		鉢			

第66号一位代価表

モナルタ

1.000 鉢 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
モナルタ		鉢			
9.0vp	1				
公園植栽工 地被類植付工		鉢			
	1				
合計		鉢			

第67号一位代価表

ノシバ

100.000 m2 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
公園植栽 張芝工		m2			第24号施工表
野芝, ベタ張, m2/100m2, 無, 無	100				
合計		m2			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
樹名札-2 雲形ラベル中型142×896・ポールΦ3m	10	基			
設置費（樹名札-2） 雲形ラベル中型142×896・ポールΦ3m	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
パーク堆肥 40Lポリ袋入り		L			
木炭 40Lポリ袋入り		L			
pH調整材 15kgポリ袋入り	50	kg			
肥料NPK=888 20kgポリ袋入り	10	kg			
ブルドーザ3t級敷均し（土砂）	100	m2			第31号特殊施工
小型機械土工（トラクター） 砕土・整地，砂・砂質土	100	m2			第25号施工表
合 計	(1	m2	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
パーク堆肥 40Lポリ袋入り		L			
木炭 40Lポリ袋入り		L			
pH調整材 15kgポリ袋入り	50	kg			
肥料NPK=888 20kgポリ袋入り	10	kg			
ブルドーザ3t級敷均し（土砂）	100	m2			第31号特殊施工
小型機械土工（トラクター） 砕土・整地，砂・砂質土	100	m2			第25号施工表
合 計	(1	m2	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	3	m2			第4号施工P
量水器移設 取付金具類取付, 移設	10	個			第27号施工表
合 計	(1	個	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	1.0	m2			第4号施工P
ゲート (ねじ込み) 25A・青銅製バルブ	10	個			
仕切弁ボックス B1 150mm	10	個			
合 計	(1	個	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	0.9	m2			第4号施工P
仕切弁 20A	10	個			
仕切弁ボックス B1 150mm	10	個			
合計	(1	個	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 12.5cmを超え17.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	1.2	m2			第18号施工P
散水栓 20A	10	個			
散水栓ボックス B-3	10	個			
合計	(1	基	当り)

第75号一位代価表

給水管40A

100.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
水道用硬質塩化ビニール管布設 屋外, 40mm, 硬質塩化ビニール管		m			第28号施工表
	100				HIVP-40
合 計		m			
	(1			当り	

第76号一位代価表

給水管25A

100.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
水道用硬質塩化ビニール管布設 屋外, 25mm, 硬質塩化ビニール管		m			第29号施工表
	100				HIVP-25
合 計		m			
	(1			当り	

第77号一位代価表

給水管20A

100.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
水道用硬質塩化ビニール管布設 屋外, 20mm, 硬質塩化ビニール管		m			第30号施工表
	100				HIVP-20
合 計		m			
	(1			当り	

第78号一位代価表

埋設標

10.000 個 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
埋設標 コンクリート製 □90×H=300		個			
	10				
地中埋設標敷設 電工に準用		個			第1号特殊施工
	10				
合 計		個			
	(1		当り)	

第79号一位代価表

埋設鋳

10.000 個 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
埋設鋳 金属製・水道用		個			
	10				
合 計		個			
	(1		当り)	

第80号一位代価表

埋設シート

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
埋設標識シート W=150mm 2倍折込		m			
	100				
埋設シート W=150. 2倍折込		m			第16号特殊施工
	100				
合 計		m			
	(1		当り)	

第81号一位代価表

給水管引込

1.000 箇所 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
給水管引込 20A→40A	1	箇所			
施工費 (給水管引込) 20A→40A	1	箇所			
合計		箇所			

第82号一位代価表

床掘

1.000 m3 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
機械掘削工 (バックホウ) 山積0.28m3 (平積0.20m3)	1	m3			第3号施工表
合計		m3			

第83号一位代価表

埋戻

1.000 m3 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
埋戻し 最小埋戻幅4m以上	1	m3			第10号施工P
合計		m3			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	13.5	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	6	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	1.3	m3			第20号施工P
モルタル 1:3	0.03	m3			
段差解消部切り下げ 350×600 立上り20	30	個			
一本切り下げ 350×600 立上り100/20	20	個			
合 計	(1	箇所	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	16.2	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	7.2	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	1.6	m3			第20号施工P
モルタル 1:3	0.03	m3			
段差解消部切り下げ 350×600 立上り20	40	個			
一本切り下げ 350×600 立上り100/20	20	個			
合計	(1	箇所	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
不陸整正 無し, 全ての費用	60	m2			第21号施工P
合計	(1	m	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
砂 クッション用		m ³			
	6				
暗渠排水管 据付, 直管, 50~150mm, 全ての費用		m			第22号施工P VU150 ポリ塩 化ビニル管
	100				
砂 埋め戻し用		m ³			
	25.76				
合 計		m			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
砂 クッション用	0.32	m3			
透水シート 長繊維不織布 t=2mm	29.7	m2			
単粒度碎石 4号30-20mm	2.31	m3			
底塊 (一般) 570×570×80 リング400	10	個			
透水底塊 390×80	10	個			
側塊 (透水) 450×450×300	10	個			
側塊 (一般) 450×450×300	10	個			
側塊 (一般) 450×450×150	10	個			
浸透枿鋼製グレーチング □450 500×500 PC枿取付用ノンス リップ細目	10	組			
設置費 (浸透枿鋼製グレーチング) □450 500×500 PC枿取付用ノンス リップ細目	10	組			

合 計		箇所			
	(1			当り	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
砂 クッション用	0.32	m3			
透水シート 長繊維不織布 t=2mm	24.9	m2			
単粒度碎石 4号30-20mm	1.83	m3			
底塊 (一般) 570×570×80 リング400	10	個			
透水底塊 390×80	10	個			
側塊 (透水) 450×450×300	10	個			
側塊 (一般) 450×450×300	10	個			
浸透柵鋼製グレーチング □450 500×500 PC柵取付用ノンス リップ細目	10	組			
設置費 (浸透柵鋼製グレーチング) □450 500×500 PC柵取付用ノンス リップ細目	10	組			
合 計	(1	箇所	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	7.2	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	43.3	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	3.7	m3			第20号施工P
雨水桝用鋼製グレーチング □450用 T2、ノンスリップ細目 PC桝 取付用	10	組			
設置費 (雨水桝用鋼製グレーチング) □450用 T2、ノンスリップ細目 PC桝 取付用	10	組			
合 計	(1	箇所	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
砂 クッション用	0.26	m3			
透水シート 長繊維不織布 t=2mm	22.7	m2			
単粒度碎石 4号30-20mm	1.66	m3			
プレキャストコンクリート柵 H=800, グレーチング蓋含む, □300用, T=2, ノンスリップ細目	10	組			
合 計	(1	箇所	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
砂 クッション用	1.2	m ³			
透水シート 長繊維不織布 t=2mm	175	m ²			
単粒度碎石 4号30-20mm	13.54	m ³			
暗渠排水管 据付, 波状管及び網状 管, 50~150mm, 要, 全ての費用	100	m			第23号施工P ポリエチレン製波 付有孔管Φ150
砂 埋め戻し用	13.2	m ³			
合 計	(1	m	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
砂 クッション用	1.2	m ³			
透水シート 長繊維不織布 t=2mm	175	m ²			
単粒度砕石 4号30-20mm	13.54	m ³			
暗渠排水管 据付, 波状管及び網状管, 50~150mm, 要, 全ての費用	100	m			第23号施工P ポリエチレン製波付有孔管Φ150
砂 埋め戻し用	6.4	m ³			
合計	(1	m	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
機械掘削工 (バックホウ) 山積0.28m ³ (平積0.20m ³)	1	m ³			第3号施工表
合計		m ³			

第95号一位代価表

埋戻

1.000 m³ 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
埋戻し 最小埋戻幅4m以上	1	m ³			第10号施工P
合計		m ³			

第96号一位代価表

污水管-1

100.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
暗渠排水管 据付, 直管, 50~150mm, 全ての費用	100	m			第24号施工P 一般管 (VP150 : JIS K 6741)
砂 埋め戻し用	18.4	m ³			
合計	(1	m	当り)

第97号一位代価表

污水管-2

100.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
暗渠排水管 据付, 直管, 50~150mm, 全ての費用	100	m			第25号施工P VP-100
砂 埋め戻し用	15.1	m ³			
合計	(1	m	当り)

第98号一位代価表

塩ビ柵

10.000 箇所 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
硬質塩化ビニール製宅地ます (蓋含む) 200-150-150-100 ST		個			
	10				
合 計		箇所			
	(1		当り)	

第99号一位代価表

塩ビ柵移設

10.000 基 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
塩ビ柵移設 取付金具類取付, 移設		個			第31号施工表
	10				
合 計		基			
	(1		当り)	

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
マンホールトイレ トイレ用マンホール, PRP150-300	10	基			
マンホールトイレ トイレ用マンホール内 蓋, 塩ビ製, Φ300用	10	基			
基礎碎石 7.5cm以下, 再生クラッシュ 40~0, 全ての費用	3.9	m2			第26号施工P
铸铁製防護ふた 200, T-14, ロック式	10	組			
合計	(1	基	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
機械掘削工 (バックホウ) 山積0.28m3 (平積0.20m3)	1	m3			第3号施工表
合計		m3			

第102号 一位代価表

埋戻

1.000 m3 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
埋戻し 最小埋戻幅4m以上		m3			第10号施工P
	1				
合 計		m3			

第103号 一位代価表

ハンドホール

10.000 箇所 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 12.5cmを超え17.5cm以下，再生クラッシュラン 40～0，全ての費用		m2			第18号施工P
	6.7				
ハンドホール設置工 据付，2000kg/基以下，無しまたは円形 断面以外，全ての費用		基			第27号施工P ハンドホー ル H1-9 Φ600 中耐蓋
	10				
合 計		箇所			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	2.8	m ²			第4号施工P
円形型枠 500×7.1×4000, 紙製	4	本			
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	2.9	m ³			第20号施工P
接地設置 D種接地, 補正なし	10	極			第32号施工表
丸形アース棒 E-B3 10φ×1000mm	10	本			
建柱 GL8m~12m 重量350kg以下	10	基			地上 高5.15mキャッ プ, 引込フッ ク付き
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	4.9	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	21.6	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	3.2	m3			第20号施工P
建柱 GL8m~12m 重量350kg以下	10	基			第34号施工表 ポー ル灯, LED82W, アル ミ色
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	2.5	m2			第26号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	6.4	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	0.6	m3			第20号施工P
建柱 GL8m~12m 重量350kg以下	10	基			第35号施工表 ガーデンライト, LED8.6W
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
アッパーライト TG-445	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	2.5	m2			第26号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	8	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	0.8	m3			第20号施工P
コンセントボックス □150×T4.5, STKR400	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	4.5	m ²			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	16.8	m ²			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	2.2	m ³			第20号施工P
配電盤	10	面			
接地設置 D種接地, 補正なし	20	極			第32号施工表
丸形アース棒 E-B3 10φ×1000mm	20	本			
配電盤据付 継電器盤, 新設, 補正なし	10	面			第36号施工表
合 計	(1	面	当り)

第110号 一位代価表

電線管FEP40

100.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
波付硬質合成樹脂管(FEP)敷設 構内地中 50mm以下, 新設, FEP 40mm, 1 条		m			第37号施工表
	100				FEP 40
合 計		m			
	(1			当り	

第111号 一位代価表

電線管FEP30

100.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
波付硬質合成樹脂管(FEP)敷設 構内地中 50mm以下, 新設, FEP 30mm, 1 条		m			第38号施工表
	100				FEP30
合 計		m			
	(1			当り	

第112号 一位代価表

ケーブル cv22sq-3c

100.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
電線 600V 架橋ポリエチレン絶縁ビ ニールシースケーブル (CV) cv22sq-3c		m			
	100				
ケーブル及び電線配線 管内配線, 40mm以下, 新設		m			第39号施工表
	100				
合 計		m			
	(1			当り	

第113号 一位代価表

ケーブル cv14sq-3c

100.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
電線 600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケーブル (CV) cv14sq-3c		m			
	100				
ケーブル及び電線配線 管内配線, 40mm以下, 新設		m			第39号施工表
	100				
合 計		m			
	(1		当り)	

第114号 一位代価表

ケーブル cv3.5sq-3c

100.000 m 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
電線 600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケーブル (CV) cv3.5sq-3c		m			
	100				
ケーブル及び電線配線 管内配線, 40mm以下, 新設		m			第39号施工表
	100				
合 計		m			
	(1		当り)	

第115号 一位代価表

埋設鋏

10.000 個 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
埋設鋏 金属製・電気用		個			
	10				
合 計		個			
	(1		当り)	

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
埋設標識シート W=150mm 2倍折込		m			
	100				
埋設標識シート敷設・電線用 埋設標識シート敷設		m			第40号施工表
	100				
合 計		m			
	(1		当り)	

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
機械掘削工 (バックホウ) 山積0.28m3 (平積0.20m3)		m3			第3号施工表
	1				
合 計		m3			

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
埋戻し 最小埋戻幅4m以上		m3			第10号施工P
	1				
合 計		m3			

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
砂 クッション用	20	m3			
下層路盤(車道・路肩部) 200 mm, 1層施工, 再生クラッシュラン RC-40, 全ての費用	100	m2			第28号施工P
上層路盤(車道・路肩部) 再生粒度調整碎石 RM-40, mm, mm, mm, 150 mm, 1層施工, 全ての費用	100	m2			第29号施工P
基層(車道・路肩部) 1.4m未満(仕上厚50mm以下), 60 mm, mm, mm, 再生粗粒度アスコン(20), プライムコート PK-3, 全ての費用	100	m2			第30号施工P
表層(車道・路肩部) 1.4m未満(仕上厚50mm以下), 40 mm, mm, mm, 再生密粒度アスコン(13), タックコート PK-4, 全ての費用	100	m2			第31号施工P
合計	(1	m2	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
砂 クッション用		m3			
	5				
下層路盤(車道・路肩部) 150 mm, 1層施工, 再生クラッシュラン RC-40, 全ての費用		m2			第32号施工P
	100				
透水性アスファルト舗装 1.4m未満, 40 mm, mm, 開粒度アスコン(13)		m2			第33号施工P
	100				
合 計		m2			
	(1		当り)	

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
砂 クッション用		m3			
	5				
下層路盤(歩道部) 100 mm, 1層施工, 再生クラッシュラン RC-40, 全ての費用		m2			第34号施工P
	100				
透水性アスファルト舗装 1.4m未満, 40 mm, mm, 開粒度アスコン(13)		m2			第33号施工P
	100				
合 計		m2			
	(1		当り)	

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
砂 (下層用) クッション用	5	m3			
下層路盤 (歩道部) 100 mm, 1層施工, 再生クラッシュラン RC-40, 全ての費用	100	m2			第34号施工P
透水シート 長繊維不織布 t=2mm	100	m2			
砂 (基層用) クッション用	3	m3			
インターロッキングブロック 透水性 60mm	100	m2			
合計	(1	m2	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
石灰岩ダスト 0～2.5	5.08	m3			
塩化カルシウム 融雪用 25kg	120	kg			
ブルドーザ6 t 級運転 (敷均し)		h			第74号特殊施工
振動ローラ3～4 t 運転 (路盤工)		日			第73号特殊施工
合 計	(1	m2	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
下層路盤(歩道部) 100 mm, 1層施工, 再生クラッシュラン RC-40, 全ての費用	100	m2			第34号施工P
ゴムチップ舗装-1 (落下高 低) 10+30=40	100	m2			
合計	(1	m2	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
下層路盤(歩道部) 100 mm, 1層施工, 再生クラッシュラン RC-40, 全ての費用	100	m2			第34号施工P
モルタル 1:3	4	m3			
自然石舗装 鉄平石乱張り Φ300内外 t=10~30	100	m2			
施工費(自然石舗装) 鉄平石乱張り Φ300内外 t=10~30	100	m2			
合計	(1	m2	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下，再生クラッシュラン 40～0，全ての費用	27.5	m ²			第4号施工P
型枠 一般型枠，小型構造物	51.1	m ²			第19号施工P
コンクリート 小型構造物，人力打設，18-8-25(高 炉)，一般養生，無し，全ての費用	5.9	m ³			第20号施工P
合 計	(1	m	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	23	m ²			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	20	m ²			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	1.8	m ³			第20号施工P
モルタル 1:3	0.27	m ³			
地先境界ブロック 150×150×600(C)	167	個			
合計	(1	m	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
GRC縁石 H=150×L1000 T=6	100	m			
施工費 (GRC縁石) H=150×L1000 T=6	100	m			
合計	(1	m	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
区画線設置 無し, 溶融式手動, 無し, 実線 15cm, 無し, 1.0mm, 無し, 無し, 含有 量15~18%, 白, コンクリート舗 装, 全ての費用	100	m			第41号施工表
合 計	(1	m	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
型枠 一般型枠, 小型構造物	9.3	m ²			第19号施工P
溶接金網 (G3551) 径6.0×150×150	23.2	m ²			
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25 (高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	3.2	m ³			第20号施工P 均しコンクリート
コンクリート削孔 (電動ハンマドリル) 30mm以上200mm未満	80	孔			第35号施工P
樹脂カプセル ケミカルアンカー R-10N 10.5×80ガ ラス管	80	本			
合 計	(1	箇所	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎砕石工 (厚10cm)		m3			第72号特殊施工
	12.49				
木デッキ		箇所			
	1				
据付費 (木デッキ)		箇所			
	1				
合 計		箇所			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎砕石 12.5cmを超え17.5cm以下, 再生クッション 40~0, 全ての費用		m2			第18号施工P
	100				
モルタル 1:3		m3			
	3				
特殊ブロック舗装 設置, 30cm×30cm		m2			第36号施工P 視覚障害者用誘 導ブロック
	100				
合 計		m2			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機械掘削工 (バックホウ) 山積0.28m3 (平積0.20m3)	1	m3			第3号施工表
合 計		m3			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
埋戻し 最小埋戻幅4m以上	1	m3			第10号施工P
合 計		m3			

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	41.3	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 均しコンクリート	8.8	m2			第5号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 18-8-25(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	2.51	m3			第6号施工P
鉄筋加工・組立 (横組工) SD295 (小口) D10	0.39	t			第1号施工表 D10 (小口)
鉄筋加工・組立 (横組工) SD295 (小口) D13	0.54	t			第2号施工表 D13 (小口)
型枠 一般型枠, 鉄筋・無筋構造物	85.6	m2			第7号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 24-8-25(20)(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	15.5	m3			第8号施工P
モルタル 1:3	0.26	m3			
裏込碎石 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	1.32	m3			第9号施工P

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
レイズドベッド花壇	10	箇所			
培養土 土壌改良剤（植栽用）1袋20kg		L			
施工費（レイズドベッド花壇）	10	箇所			
合 計	(1	箇所	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ごろた石 安山岩系割栗Φ150～250内外 捨て石 施工	100	m2			
設置費（ごろた石） 安山岩系割栗Φ150～250内外 捨て石 施工	100	m2			
合 計	(1	m2	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	13.5	m ²			第4号施工P
型枠 一般型枠, 均しコンクリート	1.5	m ²			第5号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 18-8-25(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	0.66	m ³			第6号施工P
鉄筋加工・組立(横組工) SD295(小口) D10	0.17	t			第1号施工表 D10(小口)
塩ビ止水板 CC(センターバルブ形コルゲート) 100×5mm	15.6	m			
型枠(曲部) 一般型枠, 鉄筋・無筋構造物(合板円形 型枠)	23.4	m ²			第37号施工P
型枠 一般型枠, 鉄筋・無筋構造物	3.9	m ²			第7号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 24-8-25(20)(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	5.4	m ³			第8号施工P
砂利洗い出しシート 天然砂利グレー系, 9~13mm(ポン プ部・水路部含む)	3.5	m ²			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木用遮水シート アスファルト系シート 3mm×1000mm	9.9	m ²			
砂利 25mm洗い	0.14	m ³			
ごろた石 安山岩系割栗Φ150～250内外 捨て石 施工	1.4	m ²			
花壇灌水ドレーン 鋳鉄製ルーフドレーンW=50	1	個			
硬質塩化ビニル管(一般管) VP-50	0.1	m			
硬質塩化ビニル管(一般管) VP-100	8	m			
塩ビ90° エルボ	2	個			
塩ビソケット Φ100用	2	個			
排水目皿 SUS Φ100	2	枚			
硬質塩化ビニル製宅地ます(蓋 含む) 200-100-100 ST	2	個			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
バタフライバルブ 結露防止対策品, EPDM100	1	個			
硬質塩化ビニル管(一般管) VP-200	0.7	m			
角落とし イペ材 220×150, T20	1	組			
擁壁笠石 花崗岩, T30, 本磨き	0.3	m ²			
多孔質溶岩パネル T15m ²	2.3	m ²			
パネル下処理 硬質ウレタンフォーム T25	2.3	m ²			
モルタル薄塗 高分子モルタル T5	2.3	m ²			
撥水材 浸透式吸湿防止剤	4.7	m ²			
施工費(砂利洗い出しシート) 天然砂利グレー系, 9~13mm	3.5	m ²			
設置費(排水目皿) SUS Φ100	2	枚			

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
施工費 (擁壁笠石) 花崗岩, T30, 本磨き	0.3	m2			
施工費 (多孔質溶岩パネル) T15m ²	2.3	m2			
施工費 (モルタル薄塗) 高分子モルタル T5	2.3	m2			
施工費 (撥水材) 浸透式吸湿防止剤	4.7	m2			
合計		箇所			

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
機械掘削工 (バックホウ) 山積0.28m3 (平積0.20m3)	1	m3			第3号施工表
合計		m3			

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
埋戻し 最小埋戻幅4m以上		m3			第10号施工P
	1				
合 計		m3			

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュ 40~0, 全ての費用		m2			第4号施工P
	23.0				
型枠 一般型枠, 均しコンクリート		m2			第5号施工P
	9.1				
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 18-8-25(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用		m3			第6号施工P
	1.1				
複合遊具		基			
	10				
据付費 (複合遊具)		基			
	10				
合 計		基			
	(1		当り)	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	38.7	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	107.2	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	10.8	m3			第20号施工P
バケットブランコ	10	基			
据付費 (バケットブランコ)	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	7.2	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 均しコンクリート	1.7	m2			第5号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 18-8-25(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	0.3	m3			第6号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	16.5	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	3	m3			第20号施工P
ロッキング遊具	10	基			
据付費 (ロッキング遊具)	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
再生クラッシャーラン RC-40	6.21	m3			
型枠 一般型枠, 鉄筋・無筋構造物	70.9	m2			第7号施工P
鉄筋加工・組立 (横組工) SD295 (小口) D10	0.15	t			第1号施工表 D10 (小口)
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打設, 24-8-25(20)(高炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	5.31	m3			第8号施工P
下層路盤 (歩道部) 100 mm, 1層施工, 再生クラッシャーラン RC-40, 全ての費用	56.1	m2			第34号施工P
基層 (車道・路肩部) 1.4m未満 (仕上厚50mm以下), 40 mm, mm, mm, 開粒度アスコン(13), フラムコート PK-3, 全ての費用	56.1	m2			第38号施工P
砂場 (床面/枠) ゴムチップ	76.6	m2			
砂・細目 (洗い)	13.24	m3			
合計	(1	箇所	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機械掘削工 (バックホウ) 山積0.28m3 (平積0.20m3)	1	m3			第3号施工表
合 計		m3			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
埋戻し 最小埋戻幅4m以上	1	m3			第10号施工P
合 計		m3			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下，再生クラッシュラン 40～0，全ての費用	8	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠，均しコンクリート	1.8	m2			第5号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物，人力打 設，18-8-25(高炉)，一般養 生，無し，全ての費用	0.4	m3			第6号施工P
水飲み 擬石ユニバーサル対応	10	基			
据付費（水飲み） 擬石ユニバーサル対応	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下，再生クラッシュラン 40～0，全ての費用	3.2	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠，小型構造物	7.4	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物，人力打設，18-8-25(高 炉)，一般養生，無し，全ての費用	0.5	m3			第20号施工P
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	12.2	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	4.3	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	0.9	m3			第20号施工P
かまどベンチ W=1500, 再生木材	10	基			
据付費 (かまどベンチ) W=1500, 再生木材	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	59.4	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	99.1	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	22.0	m3			第20号施工P
撥水材 浸透式吸湿防止剤	136.7	m2			
サークルベンチ 材質: グリーンハート	10	基			
据付費 (サークルベンチ) 材質: グリーンハート	10	基			
施工費 (撥水材) 浸透式吸湿防止剤	136.7	m2			
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
テーブル・セット 使用木材：グリーンハート材	10	箇所			
設置費（テーブル・セット） 使用木材：グリーンハート材	10	箇所			
合 計	(1	箇所	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下，再生クラッシュラン 40～0，全ての費用	3.2	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠，小型構造物	12	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物，人力打設，18-8-25(高 炉)，一般養生，無し，全ての費用	0.9	m3			第20号施工P
制札サイン アルミ鋳物	10	基			
設置費（制札サイン） アルミ鋳物	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	9.8	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	24	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	3.6	m3			第20号施工P
利用案内板 アルミ鋳物	10	基			
設置費 (利用案内板) アルミ鋳物	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	9.8	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	19.2	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	2.8	m3			第20号施工P
情報掲示板 アルミ製	10	基			
設置費 (情報掲示板) アルミ製	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
機械掘削工 (バックホウ) 山積0.28m3 (平積0.20m3)	1	m3			第3号施工表
合 計		m3			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
埋戻し 最小埋戻幅4m以上		m3			第10号施工P
	1				
合 計		m3			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
円形型枠 600×8×4000・紙製	1	本			
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	0.3	m3			第20号施工P
コンクリートはけ引き仕上げ	0.28	m2			第42号施工表
砂利洗い出しシート 天然砂利グレー系, 9~13mm	1.2	m2			
手押しポンプ	1	基			
防災井戸	1	基			
設置費（手押しポンプ）	1	基			
施工費（防災井戸）	1	基			
施工費（砂利洗い出しシート） 天然砂利グレー系, 9~13mm	1.2	m2			
合 計		箇所			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	35.1	m ²			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	102.2	m ²			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	13.7	m ³			第20号施工P
外周フェンス	100	m			
設置費 (外周フェンス)	100	m			
合 計	(1	m	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下，再生クラッシュラン 40～0，全ての費用	1.1	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠，小型構造物	3.5	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物，人力打設，18-8-25(高 炉)，一般養生，無し，全ての費用	0.4	m3			第20号施工P
モルタル 1:3	1.2	m3			
防球ネット 10m×20m×5m 天井ネット昇降式・鋼製門 扉・W=3m, H=3m含む	1	箇所			
据付費（防球ネット 10m×20m×5m） 天井ネット昇降式・鋼製門 扉・W=3m, H=3m含む	1	箇所			
合 計		箇所			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
モルタル 1:3	11.3	m3			
二段手摺 再生木材・柱=アルミ製	10	箇所			
設置費（二段手摺） 再生木材・柱=アルミ製	10	箇所			
合 計	(1	箇所	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	2	m2			第4号施工P
モルタル 1:3	0.06	m3			
車止め（基礎ブロック含む） 可動式・擬石 Φ250 H=450	10	基			
設置費（車止め（基礎ブロッ ク含む）） 可動式・擬石 Φ250 H=450	10	基			
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	1.2	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 小型構造物	2.5	m2			第19号施工P
コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	0.1	m3			第20号施工P
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
園名サイン SUS・箱文字	80	文字			
施工費 (園名サイン) SUS・箱文字	80	文字			
合 計	(1	基	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機械掘削工 (バックホウ) 山積0.28m3 (平積0.20m3)		m3			第3号施工表
	1				
合 計		m3			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
埋戻し 最小埋戻幅4m以上		m3			第10号施工P
	1				
合 計		m3			

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下，再生クラッシュラン 40～0，全ての費用	53.8	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠，均しコンクリート	8.8	m2			第5号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物，人力打 設，18-8-25(高炉)，一般養 生，無し，全ての費用	2.42	m3			第6号施工P 休憩所本体（支 柱）
鉄筋加工・組立（横組工） SD295（小口） D13	0.89	t			第2号施工表 D13（小口）
型枠 一般型枠，鉄筋・無筋構造物	20.4	m2			第7号施工P 休憩所支柱・フェ ンス用含む
コンクリート 無筋・鉄筋構造物，人力打 設，24-8-25(20)(高炉)，一般養 生，無し，全ての費用	18.2	m3			第8号施工P 休憩所本体（支 柱）
休憩所 砂場柵含む	10	箇所			
据付費（休憩所） 砂場柵含む	10	箇所			
合計	(1	箇所	当り)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	23.47	m2			第4号施工P
型枠 一般型枠, 均しコンクリート	22.9	m2			第5号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 18-8-25(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	1.17	m3			第6号施工P
型枠 一般型枠, 鉄筋・無筋構造物	2.76	m2			第7号施工P
コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 24-8-25(20)(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	8.85	m3			第8号施工P
鉄筋加工・組立(横組工) SD295(小口) D10	0.34	t			第1号施工表 D10(小口)
トイレ	1	棟			
据付費(トイレ)	1	棟			
合 計		棟			

第167号 一位代価表

床堀

1.000 m3 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
機械掘削工 (バックホウ) 山積0.28m3 (平積0.20m3)	1	m3			第3号施工表
合計		m3			

第168号 一位代価表

埋戻

1.000 m3 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
埋戻し 最小埋戻幅4m以上	1	m3			第10号施工P
合計		m3			

第169号 一位代価表

交通誘導警備員

1.000 人日 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人			
合計		人日			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技術者		人			
合 計		人			

(SB473910)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
鉄筋工		人			
普通作業員		人			
鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 D10 小口(5t以下)	1.050	t			
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	t	当り		

J01 条件名称
鉄筋規格

入力名称
SD295 (小口) D10

(SB473910)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
鉄筋工		人			
普通作業員		人			
鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 D13 小口(5t以下)	1.050	t			
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	t	当り		

J01 条件名称
鉄筋規格

入力名称
SD295 (小口) D13

第 0003 号 一位代価表(施工歩掛表) 機械掘削工 (バックホウ)

100.00 m3 当り

(SG000010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
バックホウ運転 [管路掘削] 山積0.28m3 (平積0.20m3), 補正 無し		hr			第4号施工表
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	m3	当り		

条件名称
J01 バックホウ規格

入力名称
山積0.28m3 (平積0.20m3)

第 0004 号 一位代価表(施工歩掛表) バックホウ運転 [管路掘削]

1.00 hr 当り

(SG000045)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)		人			
軽油		L			
バックホウ(クローラ)[標準] 排ガス型(第2次) 山積0.28m3		hr			
合 計	1	hr	当り		

条件名称
J01 バックホウ規格
J02 岩石補正值

入力名称
山積0.28m3 (平積0.20m3)
補正無し

第 0005 号 一位代価表(施工歩掛表) 構造物とりこわし

1.00 m3 当り

(WB824010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
無筋構造物【構造物とりこわし】 昼間 機械施工 制約無	1.000	m3			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	m3	当り		

	条件名称	入力名称
J01	構造物区分	無筋構造物
J02	工法区分	機械施工
J03	時間的制約の有無	無し
J04	夜間作業の有無	無し
J05	低騒音・低振動対策	必要

第 0006 号 一位代価表(施工歩掛表) 構造物とりこわし

1.00 m3 当り

(WB824010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
無筋構造物【構造物とりこわし】 昼間 機械施工 制約無	1.000	m3			
合 計	1	m3	当り		

	条件名称	入力名称
J01	構造物区分	無筋構造物
J02	工法区分	機械施工
J03	時間的制約の有無	無し
J04	夜間作業の有無	無し
J05	低騒音・低振動対策	不要

(WB610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
アラカシ	100.000	本			
公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 無	100.000	本			第8号施工表
小型バックホウ運転		日			第9号施工表
諸雑費(まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

条件名称	入力名称
J01 高木形状寸法	幹周15cm以上25cm未満
J02 支柱設置の有無	設置する
J03 支柱区分	二脚鳥居支柱(添木付)
J05 改良材計上の有無	計上しない
J07 小型バックホウ使用の有無	有
J10 植樹割増の有無	無

(WB610020)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
杉支柱丸太(防腐加工) 長0.6m 末口6cm	100.000	本			
杉支柱丸太(防腐加工) 長1.8m 末口6cm	200.000	本			
杉支柱丸太(防腐加工) 長4.0m 末口3cm(梢丸太)	100.000	本			
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	本	当り		

条件名称
 J01 支柱区分
 J03 植樹割増の有無

入力名称
 二脚鳥居支柱(添木付)
 無

(WK610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)		人			
軽油		L			
小型バックホウ(クローラ)[標準] 山積0.13m ³ (平積0.1m ³)		日			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	日	当り		

(WB610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
シラカシ 樹高3.5m×枝張1.0m×周0.18m	100.000	本			
公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 無	100.000	本			第8号施工表
小型バックホウ運転		日			第9号施工表
諸雑費(まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

	条件名称	入力名称
J01	高木形状寸法	幹周15cm以上25cm未満
J02	支柱設置の有無	設置する
J03	支柱区分	二脚鳥居支柱(添木付)
J05	改良材計上の有無	計上しない
J07	小型バックホウ使用の有無	有
J10	植樹割増の有無	無

(WB610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
アオハダ	100.000	本			
公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 無	100.000	本			第8号施工表
小型バックホウ運転		日			第9号施工表
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

条件名称	入力名称
J01 高木形状寸法	幹周15cm以上25cm未満
J02 支柱設置の有無	設置する
J03 支柱区分	二脚鳥居支柱(添木付)
J05 改良材計上の有無	計上しない
J07 小型バックホウ使用の有無	有
J10 植樹割増の有無	無

(WB610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
イロハモミジ	100.000	本			
公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 無	100.000	本			第8号施工表
小型バックホウ運転		日			第9号施工表
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

	条件名称	入力名称
J01	高木形状寸法	幹周15cm以上25cm未満
J02	支柱設置の有無	設置する
J03	支柱区分	二脚鳥居支柱(添木付)
J05	改良材計上の有無	計上しない
J07	小型バックホウ使用の有無	有
J10	植樹割増の有無	無

(WB610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
コナラ	100.000	本			
公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 無	100.000	本			第8号施工表
小型バックホウ運転		日			第9号施工表
諸雑費(まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

条件名称	入力名称
J01 高木形状寸法	幹周15cm以上25cm未満
J02 支柱設置の有無	設置する
J03 支柱区分	二脚鳥居支柱(添木付)
J05 改良材計上の有無	計上しない
J07 小型バックホウ使用の有無	有
J10 植樹割増の有無	無

(WB610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
クヌギ	100.000	本			
公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 無	100.000	本			第8号施工表
小型バックホウ運転		日			第9号施工表
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

	条件名称	入力名称
J01	高木形状寸法	幹周15cm以上25cm未満
J02	支柱設置の有無	設置する
J03	支柱区分	二脚鳥居支柱(添木付)
J05	改良材計上の有無	計上しない
J07	小型バックホウ使用の有無	有
J10	植樹割増の有無	無

(WB610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 無	100.000	本			第8号施工表
小型バックホウ運転		日			第9号施工表
諸雑費(まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本			当り

条件名称
 J01 高木形状寸法
 J02 支柱設置の有無
 J03 支柱区分
 J05 改良材計上の有無
 J07 小型バックホウ使用の有無
 J10 植樹割増の有無

入力名称
 幹周15cm以上25cm未満
 設置する
 二脚鳥居支柱(添木付)
 計上しない
 有
 無

第 0016 号 一位代価表(施工歩掛表) 公園植栽 運搬(移植)工

100.00 本 当り

(WB610040)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
トラック[クレーン装置付]ベーストラック4~4.5t積 吊能力2.9t		hr			第17号施工表
諸雑費(まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

条件名称	入力名称
J01 樹木区分	高木
J03 高木形状寸法	幹周15cm以上25cm未満
J04 運搬距離	2.7 km

第 0017 号 一位代価表(施工歩掛表) トラック[クレーン装置付]ベーストラック4~4.5t積
吊能力2.9t

1.00 hr 当り

(K0302013)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)		人			
軽油		L			
トラック[クレーン装置付] ベーストラック4~4.5t積 吊能 力2.9t		hr			JAC
合 計	1	hr	当り		

(WB610030)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

条件名称
 J01 樹木区分
 J03 高木形状寸法
 J04 根巻きの有無

入力名称
 高木
 幹周15cm以上25cm未満
 無

(WB610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
コヒガンザクラ	100.000	本			
公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 無	100.000	本			第8号施工表
小型バックホウ運転		日			第9号施工表
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

	条件名称	入力名称
J01	高木形状寸法	幹周15cm以上25cm未満
J02	支柱設置の有無	設置する
J03	支柱区分	二脚鳥居支柱(添木付)
J05	改良材計上の有無	計上しない
J07	小型バックホウ使用の有無	有
J10	植樹割増の有無	無

(WB610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
サルスベリ	100.000	本			
公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 無	100.000	本			第8号施工表
小型バックホウ運転		日			第9号施工表
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

	条件名称	入力名称
J01	高木形状寸法	幹周15cm以上25cm未満
J02	支柱設置の有無	設置する
J03	支柱区分	二脚鳥居支柱(添木付)
J05	改良材計上の有無	計上しない
J07	小型バックホウ使用の有無	有
J10	植樹割増の有無	無

(WB610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
ジンダイアケボノ	100.000	本			
公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 無	100.000	本			第8号施工表
小型バックホウ運転		日			第9号施工表
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

	条件名称	入力名称
J01	高木形状寸法	幹周15cm以上25cm未満
J02	支柱設置の有無	設置する
J03	支柱区分	二脚鳥居支柱(添木付)
J05	改良材計上の有無	計上しない
J07	小型バックホウ使用の有無	有
J10	植樹割増の有無	無

(WB610010)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
ヤマボウシ	100.000	本			
公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 有	100.000	本			第23号施工表
小型バックホウ運転		日			第9号施工表
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	本	当り		

	条件名称	入力名称
J01	高木形状寸法	幹周15cm以上25cm未満
J02	支柱設置の有無	設置する
J03	支柱区分	二脚鳥居支柱(添木付)
J05	改良材計上の有無	計上しない
J07	小型バックホウ使用の有無	有
J10	植樹割増の有無	有

(WB610020)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
杉支柱丸太(防腐加工) 長0.6m 末口6cm	100.000	本			
杉支柱丸太(防腐加工) 長1.8m 末口6cm	200.000	本			
杉支柱丸太(防腐加工) 長4.0m 末口3cm(梢丸太)	100.000	本			
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	本	当り		

条件名称
 J01 支柱区分
 J03 植樹割増の有無

入力名称
 二脚鳥居支柱(添木付)
 有

第 0024 号 一位代価表(施工歩掛表) 公園植栽 張芝工

100.00 m2 当り

(WB610050)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
造園工		人			
普通作業員		人			
野芝 半土付き	100.000	m2			
客土 芝目土	2.700	m3			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	m2	当り		

条件名称
 J01 芝種類
 J02 芝張区分
 J04 芝串の有無
 J05 植栽割増の有無

入力名称
 野芝
 ベタ張
 無
 無

第 0025 号 一位代価表(施工歩掛表) 小型機械土工(トラクター)

100.00 m2 当り

(WB610310)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
トラクター運転 砕土・整地		hr			第26号施工表
合 計	1	m2	当り		

条件名称
 J01 作業区分
 J02 土質

入力名称
 砕土・整地
 砂・砂質土

第 0026 号 一位代価表(施工歩掛表) トラクター運転

1.00 hr 当り

(WK610020)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員		人			
軽油		L			
トラクタ[ホイール式] 機械質量1t級		hr			JAC
ディスクハロ 作業幅1.9~2.7m		hr			JAC
合 計	1	hr	当り		

条件名称
J01 作業区分

入力名称
砕土・整地

第 0027 号 一位代価表(施工歩掛表) 金物取付

1.00 個 当り

(WE230700)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
配管工		人			
合 計	1	個	当り		

条件名称
J01 作業種別
J02 作業内容による補正

入力名称
取付金具類取付
移設

(WB610400)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
配管工		人			
硬質塩化ビニール管 HIVP-40	131.250	m			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	m	当り		

条件名称	入力名称
J01 施工場所	屋外
J02 管の内径	40mm
J03 継手の種類	硬質塩化ビニール管

(WB610400)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
配管工		人			
硬質塩化ビニール管 HIVP-25	131.250	m			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	m	当り		

条件名称	入力名称
J01 施工場所	屋外
J02 管の内径	25mm
J03 継手の種類	硬質塩化ビニール管

(WB610400)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
配管工		人			
硬質塩化ビニール管 HIVP-20	131.250	m			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	m	当り		

	条件名称	入力名称
J01	施工場所	屋外
J02	管の内径	20mm
J03	継手の種類	硬質塩化ビニール管

(WE230700)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
配管工		人			
合 計	1	個	当り		

	条件名称	入力名称
J01	作業種別	取付金具類取付
J02	作業内容による補正	移設

(WE123800)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電工		人			
普通作業員		人			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	極	当り		

J01 条件名称
 作業種別
 J02 基礎床掘3m以内の施工による補正

入力名称
 D種接地
 補正なし

(SS000508)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電工		人			
普通作業員		人			
照明ポール (引込柱)	1.000	本			
トラッククレーン[油圧伸縮ジブ型] 4.9t吊		日			
管理札 縦200×横70 止め金具含む	1.000	枚			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	基	当り		

J01 条件名称
施工区分

入力名称
GL8m～12m 重量350kg以下

(SS000508)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電工		人			
普通作業員		人			
照明ポール (照明灯-1) ポール灯	1.000	本			
トラッククレーン[油圧伸縮ジブ型] 4.9t吊		日			
管理札 縦200×横70 止め金具含む	1.000	枚			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	基	当り		

J01 条件名称
施工区分

入力名称
GL8m～12m 重量350kg以下

(SS000508)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電工		人			
普通作業員		人			
照明ポール (照明灯-2) ガーデンライト	1.000	本			
トラッククレーン[油圧伸縮ジブ型] 4.9t吊		日			
管理札 縦200×横70 止め金具含む	1.000	枚			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	基	当り		

条件名称
J01 施工区分

入力名称
GL8m~12m 重量350kg以下

(WE201100)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電気通信技術者		人			
電工		人			
普通作業員		人			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	面	当り		

	条件名称	入力名称
J01	作業種別	継電器盤
J02	作業内容による補正	新設
J03	2面目以降による補正	補正なし

(WE110500)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電工		人			
波付硬質ポリエチレン電線管 FEP 40mm	100.000	m			
合 計	1	m	当り		

	条件名称	入力名称
J01	作業種別	構内地中 50mm以下
J02	作業内容による補正	新設
J03	管規格	FEP 40mm
J04	条数による補正	1 条

第 0038 号 一位代価表(施工歩掛表) 波付硬質合成樹脂管(FEP)敷設 100.00 m 当り

(WE110500)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電工		人			
波付硬質ポリエチレン電線管 FEP 30mm	100.000	m			
合 計	1	m	当り		

条件名称	入力名称
J01 作業種別	構内地中 50mm以下
J02 作業内容による補正	新設
J03 管規格	FEP 30mm
J04 条数による補正	1 条

第 0039 号 一位代価表(施工歩掛表) ケーブル及び電線配線 100.00 m 当り

(WE114000)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電工		人			
合 計	1	m	当り		

条件名称	入力名称
J01 作業種別	管内配線
J02 規格	40mm以下
J04 作業内容による補正	新設

第 0040 号 一位代価表(施工歩掛表) 埋設標識シート敷設 100.00 m 当り

(WE122200)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電工		人			
合 計	1	m	当り		

条件名称	入力名称
J01 作業種別	埋設標識シート敷設

(WB821210)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
区画線設置(溶融式) 昼間 豪雪無 実線15cm 制約無	1,000.000	m			
トラフィックペイント 溶融型 3種1号 ビーズ15~18 白	390.000	kg			
ガラスビーズ 0.106~0.850mm	25.000	kg			
接着用プライマー 区画線用 コンクリート舗装用	25.000	kg			
軽油		L			
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	m	当り		

条件名称	入力名称
J01 夜間作業の有無	無し
J02 施工方法区分	溶融式手動
J03 豪雪補正の有無	無し
J04 規格・仕様区分	実線 15cm
J05 時間的制約の有無	無し
J06 塗布厚	1.0mm
J07 排水性舗装に施工する場合の補正	無し
J08 未供用区間の場合の補正	無し
J09 溶融式塗料規格	含有量15~18%
J11 塗料区分	白
J12 プライマー規格	コンクリート舗装
J13 費用の内訳	全ての費用

第 0042 号 一位代価表(施工歩掛表) コンクリートはけ引き仕上げ

1.00 m2 当り

(WC696000)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
左官		人			
合 計	1	m2	当り		

第0001号 一位代価表(特殊施工単価) 地中埋設標敷設
PJ0810

電工に準用

10.000 個 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工	人				
合計	1	個	当り		

第0016号 一位代価表(特殊施工単価) 埋設シート
PJ0160

W=150.2倍折込

100.000 m 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋設標識シート敷設・給水用 ケーブル管(電気)の採用単価による	m	100			第59号特殊施工
合計	1	m	当り		

第0031号 一位代価表(特殊施工単価) ブルドーザ3t級敷均し(土砂)
PJ0330

100.000 m2 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員	人				
ブルドーザ3t級(土砂・敷均し)運転	日				第32号特殊施工
諸雑費(まるめ)	式	1			
合計	1	m2	当り		

第 0032 号 一位代価表(特殊施工単価) ブルドーザ3 t 級 (土砂・敷均し) 運転
PJ0340

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)	人				
軽油	L				
機械損料 ブルドーザ排出ガス対策型 (第1次基準 値) 普通3 t 級	日				
諸雑費 (まるめ)	式				
		1			
合 計	1	日	当り		

第 0059 号 一位代価表(特殊施工単価) 埋設標識シート敷設・給水用
PJ0610

ケーブル管 (電気) の採用単価による

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				
合 計	1	m	当り		

第 0072 号 一位代価表(特殊施工単価) 基礎砕石工 (厚10cm)
PJ0740

10.000 m3 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
再生クラッシャーラン RC-40	m3	1.2			
諸雑費 (率のみ)	式	1			
合計	1	m3	当り		

第 0073 号 一位代価表(特殊施工単価) 振動ローラ3~4 t 運転 (路盤工)
PJ0750

1.000 日 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手(特殊)	人				
軽油	L				
振動ローラ(舗装用)[搭乗・コンバインド式] 運転質量3~4t	日				
諸雑費 (まるめ)	式	1			
合計	1	日	当り		

第0074号 一位代価表(特殊施工単価) ブルドーザ6t級運転(敷均し)
PJ0760

1.000 h 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手(特殊)	人				
軽油	L				
ブルドーザ 6t級 排出ガス対策型(第1次基準値)	h				
諸雑費(まるめ)	式				
		1			
合計	1	h	当り		

第0075号 一位代価表(特殊施工単価) 公園植栽(中低木)100~200cm未満
PJ0770

100.000 本 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人				
造園工	人				
普通作業員	人				
合計	1	本	当り		

第0076号 一位代価表(特殊施工単価) 公園植栽(中低木) 200~300cm未満
PJ0780

100.000 本 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人				
造園工	人				
普通作業員	人				
合計	1	本	当り		

第0077号 一位代価表(特殊施工単価) 公園植栽(中低木) 50cm未満
PJ0790

100.000 本 当り

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人				
造園工	人				
普通作業員	人				
合計	1	本	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
造園工	人				
普通作業員	人				
合 計	1	本	当り		

第 0001 号 一位代価表(施工P構成表) 掘削

1 m3 当り

(CB210100)

施工P(機55.280%, 労24.970%, 材19.750%, 市 0.000%)

名称 / 規格	埼玉単価	構成比 (%)	東京単価	摘要
ブルドーザ[湿地] 排出ガス対策型(第3次基準値) 20t級		55.28		K1
運転手(特殊)		24.97		R1
軽油		19.75		Z1
積算単価		標準単価		

J01	条件名称 土質	入力名称 土砂
J02	施工方法	オープンカット
J03	押土の有無	有り
J05	施工数量	普通土30,000m3未満・湿地軟弱土

第 0002 号 一位代価表(施工P構成表) 路床盛土

1 m3 当り

(CB210520)

施工P(機19.310%, 労63.430%, 材17.260%, 市 0.000%)

名称 / 規格	埼玉単価	構成比 (%)	東京単価	摘要
ブルドーザ[湿地] 7t級		9.95		K1
振動ローラ(土工用)[フラット・シングルドラム型] 運転質量11~12t		9.36		K2
運転手(特殊)		43.02		R1
普通作業員		20.41		R2
軽油		17.26		Z1

積算単価		標準単価		
------	--	------	--	--

	条件名称	入力名称
J01	施工幅員	4.0m以上
J02	施工数量	10,000m3未満
J03	障害の有無	無し

第 0003 号 一位代価表(施工P構成表) 積込(ルーズ)

1 m3 当り

(CB210020)

施工P(機44.490%, 労35.670%, 材19.840%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
バックホウ(クローラ型)[標準型] 排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.8m3		44.49		K1
運転手(特殊)		35.67		R1
軽油		19.84		Z1
積算単価		標準単価		

	条件名称	入力名称
J01	土質	土砂
J02	作業内容	土量50,000m3未満

(CB221110)

施工P(機 5.880%, 労76.100%, 材18.020%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
バックホウ(クローラ)[標準] 山積0.8m3(平積0.6m3)		5.84		K1
普通作業員		36.47		R1
特殊作業員		15.92		R2
運転手(特殊)		14.24		R3
土木一般世話役		8.95		R4
再生クラッシャーラン RC-40		12.56		Z1
軽油		5.43		Z2
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
砕石の厚さ
J02 砕石の種類
J03 費用の内訳

入力名称
7.5cmを超え12.5cm以下
再生クラッシャーラン 40～0
全ての費用

(CB240210)

施工P(機 0.000%, 労100.000%, 材 0.000%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
型わく工		59.07		R1
普通作業員		19.8		R2
土木一般世話役		5.88		R3
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
型枠の種類
J02 構造物の種類

入力名称
一般型枠
均しコンクリート

(CB240010)

施工P(機 0.000%, 労31.930%, 材68.070%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		14.27		R1
特殊作業員		8.38		R2
土木一般世話役		7.11		R3
生コンクリート 18-8-25(20) 高炉 【60%以下】		68.07		Z1
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
 構造物種別
 J02 打設工法
 J03 コンクリート規格
 J05 養生工の種類
 J07 現場内小運搬の有無
 J13 費用の内訳

入力名称
 無筋・鉄筋構造物
 人力打設
 18-8-25(高炉)
 一般養生
 無し
 全ての費用

(CB240210)

施工P(機 0.000%, 労100.000%, 材 0.000%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
型わく工		46.99		R1
普通作業員		25.08		R2
土木一般世話役		9.24		R3
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
型枠の種類
J02 構造物の種類

入力名称
一般型枠
鉄筋・無筋構造物

(CB240010)

施工P(機 0.000%, 労31.930%, 材68.070%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		14.27		R1
特殊作業員		8.38		R2
土木一般世話役		7.11		R3
生コンクリート 24-8-25(20) 高炉 【55%以下】		68.07		Z1
積算単価		標準単価		

J01	条件名称 構造物種別	入力名称 無筋・鉄筋構造物
J02	打設工法	人力打設
J03	コンクリート規格	24-8-25(20)(高炉)
J05	養生工の種類	一般養生
J07	現場内小運搬の有無	無し
J13	費用の内訳	全ての費用

(CB221120)

施工P(機 4.600%, 労66.470%, 材28.930%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
バックホウ(クローラ)[標準] 山積0.8m3(平積0.6m3)		4.58		K1
普通作業員		32.28		R1
特殊作業員		14.62		R2
運転手(特殊)		11.07		R3
土木一般世話役		8.11		R4
再生クラッシャーラン RC-40		23.96		Z1
軽油		4.95		Z2
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
砕石の種類
J02 費用の内訳

入力名称
再生クラッシャーラン 40～0
全ての費用

(CB210410)

施工P(機46.500%, 労36.850%, 材16.650%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
ブルドーザ[普通・排出ガス対策型(1次基準)] 15t級		27.15		K1
バックホウ(クローラ)[標準] 排ガス型(第2次) 山積0.8m3		19.35		K2
運転手(特殊)		36.85		R1
軽油		16.65		Z1
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
施工方法

入力名称
最小埋戻幅4m以上

(CB430510)

施工P(機 6.050%, 労55.500%, 材38.450%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
コンクリートカッタ[バキューム式・湿式] 切削深20cm級 ブレード径φ56cm		4.09		K1
特殊作業員		19.28		R1
土木一般世話役		9.9		R2
普通作業員		8.33		R3
コンクリートカッタ (ブレード) 径22インチ		35.21		Z1
ガソリン レギュラー		2.19		Z2
積算単価		標準単価		

J01	条件名称 舗装版種別	入力名称 アスファルト舗装版
J02	アスファルト舗装版厚	15cm以下
J05	費用の内訳	全ての費用

(CB430310)

施工P(機 9.200%, 労82.230%, 材 8.570%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
バックホウ(クローラ)[標準] 山積0.45m3(平積0.35m3)		9.2		K1
土木一般世話役		29.42		R1
運転手(特殊)		28.07		R2
普通作業員		24.74		R3
軽油		8.57		Z1
積算単価		標準単価		

J01	条件名称 舗装版種別	入力名称 アスファルト舗装版
J02	障害等の有無	無し
J03	騒音振動対策	不要
J04	舗装版厚	15cm以下
J06	積込作業の有無	有り
J07	費用の内訳	全ての費用

(CB430310)

施工P(機 9.200%, 労82.230%, 材 8.570%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
バックホウ(クローラ)[標準] 山積0.45m3(平積0.35m3)		9.2		K1
土木一般世話役		29.42		R1
運転手(特殊)		28.07		R2
普通作業員		24.74		R3
軽油		8.57		Z1
積算単価		標準単価		

J01	条件名称 舗装版種別	入力名称 コンクリート舗装版
J02	障害等の有無	無し
J03	騒音振動対策	不要
J04	舗装版厚	15cm以下
J06	積込作業の有無	有り
J07	費用の内訳	全ての費用

第 0014 号 一位代価表(施工P構成表) 積込(コンクリート殻)

1 m3 当り

(CB224260)

施工P(機10.310%, 労85.090%, 材 4.600%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
バックホウ(クローラ型)[標準型] 排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.8m3		10.31		K1
普通作業員		76.82		R1
運転手(特殊)		8.27		R2
軽油		4.6		Z1
積算単価		標準単価		

条件名称
J01 費用の内訳

入力名称
全ての費用

第 0015 号 一位代価表(施工P構成表) 殻運搬

1 m3 当り

(CB227010)

施工P(機19.190%, 労71.060%, 材 9.750%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級		19.19		K1
運転手(一般)		71.06		R1
軽油		9.75		Z1
積算単価		標準単価		

条件名称
J01 殻発生作業
J02 積込工法区分
J03 DID区間の有無
J10 運搬距離(km)(DID区間有)
J13 費用の内訳

入力名称
舗装版破碎
機械積込(小規模土工)
有り
3.0km以下
全ての費用

第 0016 号 一位代価表(施工P構成表) 殻運搬

1 m3 当り

(CB227010)

施工P(機42.350%, 労42.400%, 材15.250%, 市 0.000%)

名称 / 規格	埼玉単価	構成比 (%)	東京単価	摘要
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級		42.35		K1
運転手(一般)		42.4		R1
軽油		15.25		Z1
積算単価		標準単価		

J01	条件名称 殻発生作業	入力名称 コンクリート(無筋)構造物とりこわし
J02	積込工法区分	機械積込
J03	DID区間の有無	有り
J04	運搬距離(km)(DID区間有無)	3.3km以下
J13	費用の内訳	全ての費用

第 0017 号 一位代価表(施工P構成表) 積込(ルーズ)

1 m3 当り

(CB210020)

施工P(機28.440%, 労59.550%, 材12.010%, 市 0.000%)

名称 / 規格	埼玉単価	構成比 (%)	東京単価	摘要
バックホウ(クローラ)[標準] 排ガス型(第2次) 山積0.28m3		28.44		K1
運転手(特殊)		59.55		R1
軽油		12.01		Z1
積算単価		標準単価		

J01	条件名称 土質	入力名称 土砂
J02	作業内容	小規模(標準)

(CB221110)

施工P(機 5.530%, 労71.600%, 材22.870%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
バックホウ(クローラ)[標準] 山積0.8m3(平積0.6m3)		5.5		K1
普通作業員		34.31		R1
特殊作業員		14.98		R2
運転手(特殊)		13.4		R3
土木一般世話役		8.42		R4
再生クラッシャーラン RC-40		17.73		Z1
軽油		5.11		Z2
積算単価		標準単価		

	条件名称	入力名称
J01	砕石の厚さ	12.5cmを超え17.5cm以下
J02	砕石の種類	再生クラッシャーラン 40~0
J03	費用の内訳	全ての費用

(CB240210)

施工P(機 0.000%, 労100.000%, 材 0.000%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
型わく工		44.66		R1
普通作業員		30.77		R2
土木一般世話役		11.53		R3
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
型枠の種類
J02 構造物の種類

入力名称
一般型枠
小型構造物

(CB240010)

施工P(機 0.000%, 労44.860%, 材55.140%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		24.24		R1
土木一般世話役		9.75		R2
特殊作業員		8.67		R3
生コンクリート 18-8-25(20) 高炉 【60%以下】		55.14		Z1
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
 J01 構造物種別
 J02 打設工法
 J03 コンクリート規格
 J05 養生工の種類
 J07 現場内小運搬の有無
 J13 費用の内訳

入力名称
 小型構造物
 人力打設
 18-8-25(高炉)
 一般養生
 無し
 全ての費用

(CB410010)

施工P(機24.180%, 労67.120%, 材 8.700%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
モータグレーダ[土工用・排ガス対策型(第2次)] ブレード幅3.1m		11.79		K1
ロードローラ[マカダム・排ガス対策型(第2次)] 運転質量10t 締固め幅2.1m		9.34		K2
タイヤローラ[普通型] 運転質量8~20t		3.05		K3
運転手(特殊)		42.41		R1
特殊作業員		13.04		R2
普通作業員		9.43		R3
土木一般世話役		2.24		R4
軽油		8.7		Z1
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
補足材料の有無
J04 費用の内訳

入力名称
無し
全ての費用

第 0022 号 一位代価表(施工P構成表) 暗渠排水管

1 m 当り

(CB222770)

施工P(機 0.000%, 労46.040%, 材53.960%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		32.98		R1
土木一般世話役		13.06		R2
暗渠排水管 VU150 ポリ塩化ビニル管		53.96		Z1
積算単価		標準単価		

	条件名称	入力名称
J01	作業区分	据付
J02	管種別	直管
J03	呼び径	50~150mm
J05	費用の内訳	全ての費用

第 0023 号 一位代価表(施工P構成表) 暗渠排水管

1 m 当り

(CB222770)

施工P(機 0.000%, 労23.140%, 材76.860%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		15.69		R1
土木一般世話役		7.45		R2
暗渠排水管 ポリエチレン製波付有孔管Φ150		76.86		Z1
積算単価		標準単価		

	条件名称	入力名称
J01	作業区分	据付
J02	管種別	波状管及び網状管
J03	呼び径	50~150mm
J04	継手材料費	要
J05	費用の内訳	全ての費用

第 0024 号 一位代価表(施工P構成表) 暗渠排水管

1 m 当り

(CB222770)

施工P(機 0.000%, 労46.040%, 材53.960%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		32.98		R1
土木一般世話役		13.06		R2
暗渠排水管 一般管 (VP150 : JIS K 6741)		53.96		Z1
積算単価		標準単価		

	条件名称	入力名称
J01	作業区分	据付
J02	管種別	直管
J03	呼び径	50~150mm
J05	費用の内訳	全ての費用

第 0025 号 一位代価表(施工P構成表) 暗渠排水管

1 m 当り

(CB222770)

施工P(機 0.000%, 労46.040%, 材53.960%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		32.98		R1
土木一般世話役		13.06		R2
硬質塩化ビニル管(一般管) VP-100		53.96		Z1
積算単価		標準単価		

	条件名称	入力名称
J01	作業区分	据付
J02	管種別	直管
J03	呼び径	50~150mm
J05	費用の内訳	全ての費用

(CB221110)

施工P(機 6.270%, 労81.190%, 材12.540%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
バックホウ(クローラ)[標準] 山積0.8m3(平積0.6m3)		6.23		K1
普通作業員		38.9		R1
特殊作業員		16.99		R2
運転手(特殊)		15.19		R3
土木一般世話役		9.55		R4
再生クラッシャーラン RC-40		6.7		Z1
軽油		5.8		Z2
積算単価		標準単価		

	条件名称	入力名称
J01	碎石の厚さ	7.5cm以下
J02	碎石の種類	再生クラッシャーラン 40~0
J03	費用の内訳	全ての費用

(CB222840)

施工P(機 2.640%, 労12.640%, 材84.720%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
バックホウ(クローラ)[標準・クレーン機能付き] 排ガス型(第1次) 山積0.45m ³ 2.9t吊		2.62		K1
普通作業員		5.44		R1
運転手(特殊)		3.87		R2
土木一般世話役		2.72		R3
特殊作業員		0.49		R4
ハンドホール (国土交通省型) H1-9,600×600×900 中耐 蓋R2K-60付き		83.58		Z1
軽油		1.13		Z2
積算単価		標準単価		

条件名称
 J01 作業区分
 J02 製品質量
 J03 基礎碎石
 J04 費用の内訳

入力名称
 据付
 2000kg/基以下
 無しまたは円形断面以外
 全ての費用

(CB410030)

施工P(機 4.870%, 労15.240%, 材79.890%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
モータグレーダ[土工用・排ガス対策型(第2次)] ブレード幅3.1m		1.95		K1
ロードローラ[マカダム・排ガス対策型(第2次)] 運転質量10t 締固め幅2.1m		1.54		K2
タイヤローラ[普通型] 運転質量8~20t		0.5		K3
運転手(特殊)		7.01		R1
特殊作業員		2.46		R2
普通作業員		2.33		R3
土木一般世話役		0.69		R4
再生クラッシャーラン RC-40		78.14		Z1
軽油		1.44		Z2
積算単価		標準単価		

条件名称
 J01 全仕上り厚(実数入力)
 J02 施工区分
 J03 材料
 J04 費用の内訳

入力名称
 200 mm
 1層施工
 再生クラッシャー RC-40
 全ての費用

(CB410040)

施工P(機10.050%, 労31.450%, 材58.500%, 市 0.000%)

名称 / 規格	埼玉単価	構成比 (%)	東京単価	摘要
モータグレーダ[土工用・排ガス対策型(第2次)] ブレード幅3.1m		4.02		K1
ロードローラ[マカダム・排ガス対策型(第2次)] 運転質量10t 締固め幅2.1m		3.18		K2
タイヤローラ[普通型] 運転質量8~20t		1.04		K3
運転手(特殊)		14.47		R1
特殊作業員		5.08		R2
普通作業員		4.81		R3
土木一般世話役		1.42		R4
再生粒度調整碎石 RM-40		54.88		Z1
軽油		2.97		Z2
積算単価		標準単価		

条件名称
 J01 材料
 J06 全仕上り厚(実数入力)
 J07 施工区分
 J09 費用の内訳

入力名称
 再生粒度調整碎石 RM-40
 150 mm
 1層施工
 全ての費用

(CB410240)

施工P(機 0.520%, 労48.890%, 材50.590%, 市 0.000%)

名称 / 規格	埼玉単価	構成比 (%)	東京単価	摘要
振動ローラ(舗装用)[ハンドガイド式] 運転質量0.5~0.6t		0.29		K1
振動コンパクタ[前進型] 機械質量40~60kg		0.16		K2
特殊作業員		21.99		R1
普通作業員		15.27		R2
土木一般世話役		4.53		R3
再生アスファルト混合物 再生粗粒度アスコン(20)		45.26		Z1
アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用		5.04		Z2
ガソリン レギュラー		0.21		Z3
軽油		0.04		Z4
積算単価		標準単価		

条件名称
 J01 平均幅員
 J02 1層当平均仕上厚 50mm以下
 J05 材料
 J06 瀝青材料種類
 J07 費用の内訳

入力名称
 1.4m未満(仕上厚50mm以下)
 60 mm
 再生粗粒度アスコン(20)
 プライムコート PK-3
 全ての費用

(CB410260)

施工P(機 0.500%, 労47.170%, 材52.330%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
振動ローラ(舗装用)[ハンドガイド式] 運転質量0.5~0.6t		0.28		K1
振動コンパクト[前進型] 機械質量40~60kg		0.15		K2
特殊作業員		21.22		R1
普通作業員		14.73		R2
土木一般世話役		4.37		R3
再生アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13)		50.4		Z1
アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用		1.65		Z2
ガソリン レギュラー		0.2		Z3
軽油		0.04		Z4
積算単価		標準単価		

条件名称
 J01 平均幅員
 J02 1層当平均仕上厚 50mm以下
 J05 材料
 J06 瀝青材料種類
 J07 費用の内訳

入力名称
 1.4m未満(仕上厚50mm以下)
 40 mm
 再生密粒度アスコン(13)
 タックコート PK-4
 全ての費用

(CB410030)

施工P(機 4.870%, 労15.240%, 材79.890%, 市 0.000%)

名称 / 規格	埼玉単価	構成比 (%)	東京単価	摘要
モータグレーダ[土工用・排ガス対策型(第2次)] ブレード幅3.1m		1.95		K1
ロードローラ[マカダム・排ガス対策型(第2次)] 運転質量10t 締固め幅2.1m		1.54		K2
タイヤローラ[普通型] 運転質量8~20t		0.5		K3
運転手(特殊)		7.01		R1
特殊作業員		2.46		R2
普通作業員		2.33		R3
土木一般世話役		0.69		R4
再生クラッシャーラン RC-40		78.14		Z1
軽油		1.44		Z2
積算単価		標準単価		

条件名称
 J01 全仕上り厚(実数入力)
 J02 施工区分
 J03 材料
 J04 費用の内訳

入力名称
 150 mm
 1層施工
 再生クラッシャー RC-40
 全ての費用

(CB410660)

施工P(機 0.640%, 労57.380%, 材41.980%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
振動ローラ(舗装用)[ハンドガイド式] 運転質量0.5~0.6t		0.48		K1
振動コンパクト[前進型] 機械質量40~60kg		0.11		K2
特殊作業員		24.8		R1
普通作業員		21.47		R2
土木一般世話役		6.38		R3
アスファルト混合物 開粒度アスコン(13)		41.69		Z1
ガソリン レギュラー		0.18		Z2
軽油		0.09		Z3
積算単価		標準単価		

J01	条件名称 平均幅員	入力名称 1.4m未満
J02	1層当平均仕上厚 50mm以下	40 mm
J04	材料	開粒度アスコン(13)

(CB410031)

施工P(機 5.910%, 労71.410%, 材22.680%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
小型バックホウ(クローラ)[標準] 山積0.11m3(平積0.08m3)		3.06		K1
振動ローラ(舗装用)[搭乗・コンパインド式] 運転質量3~4t		2.68		K2
普通作業員		29.93		R1
運転手(特殊)		25.29		R2
特殊作業員		14.12		R3
再生クラッシャーラン RC-40		20.42		Z1
軽油		2.2		Z2
積算単価		標準単価		

	条件名称	入力名称
J01	全仕上り厚(実数入力)	100 mm
J02	施工区分	1層施工
J03	材料	再生クラッシャーラン RC-40
J04	費用の内訳	全ての費用

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
発動発電機[ガソリンエンジン駆動] 2kVA		1.15		K1
電動ハンマドリル 穴あけ能力 φ38~40mm		0.81		K2
特殊作業員		46.13		R1
普通作業員		18.17		R2
土木一般世話役		12.95		R3
ガソリン レギュラー		2.1		Z1
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
削孔深さ

入力名称
30mm以上200mm未満

(CB422530)

施工P(機 0.000%, 労25.030%, 材74.970%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		7.52		R1
ブロック工		6.6		R2
土木一般世話役		3.74		R3
特殊作業員		1.39		R4
特殊ブロック 視覚障害者用誘導ブロック 30cm		74.97		Z1
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
作業区分
J02 ブロック規格

入力名称
設置
30cm×30cm

(CB240210)

施工P(機 0.000%, 労100.000%, 材 0.000%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
型わく工		45.58		R1
普通作業員		32.45		R2
土木一般世話役		9.69		R3
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
型枠の種類
J02 構造物の種類

入力名称
一般型枠
鉄筋・無筋構造物(合板円形型枠)

(CB410240)

施工P(機 0.550%, 労50.230%, 材49.220%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
振動ローラ(舗装用)[ハンドガイド式] 運転質量0.5~0.6t		0.3		K1
振動コンパクト[前進型] 機械質量40~60kg		0.17		K2
特殊作業員		22.62		R1
普通作業員		15.67		R2
土木一般世話役		4.65		R3
アスファルト混合物 開粒度アスコン(13)		43.76		Z1
アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用		5.17		Z2
ガソリン レギュラー		0.21		Z3
軽油		0.04		Z4
積算単価		標準単価		

条件名称
 J01 平均幅員
 J02 1層当平均仕上厚 50mm以下
 J05 材料
 J06 瀝青材料種類
 J07 費用の内訳

入力名称
 1.4m未満(仕上厚50mm以下)
 40 mm
 開粒度アスコン(13)
 プライムコート PK-3
 全ての費用

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0001号施工表	鉄筋加工・組立（横組工） SD295（小口） D10	t		SB473910
第0002号施工表	鉄筋加工・組立（横組工） SD295（小口） D13	t		SB473910
第0003号施工表	機械掘削工（バックホウ） 山積0.28m3（平積0.20m3）	m3		SG000010
第0004号施工表	バックホウ運転 [管路掘削] 山積0.28m3（平積0.20m3），補正無し	hr		SG000045
第0005号施工表	構造物とりこわし 無筋構造物，機械施工，無し，無し，必要	m3		WB824010
第0006号施工表	構造物とりこわし 無筋構造物，機械施工，無し，無し，不要	m3		WB824010
第0007号施工表	公園植栽工（高木植栽） 幹周15cm以上25cm未満，設置する，二脚鳥居支柱（添木付），本/100本，計上しない，○/本，有，無	本		WB610010
第0008号施工表	公園植栽工（支柱設置） 二脚鳥居支柱（添木付），本/100本，無	本		WB610020
第0009号施工表	小型バックホウ運転	日		WK610010
第0010号施工表	公園植栽工（高木植栽） 幹周15cm以上25cm未満，設置する，二脚鳥居支柱（添木付），本/100本，計上しない，○/本，有，無	本		WB610010
第0011号施工表	公園植栽工（高木植栽） 幹周15cm以上25cm未満，設置する，二脚鳥居支柱（添木付），本/100本，計上しない，○/本，有，無	本		WB610010

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0012号施工表	公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	本		WB610010
第0013号施工表	公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	本		WB610010
第0014号施工表	公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	本		WB610010
第0015号施工表	公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	本		WB610010
第0016号施工表	公園植栽 運搬(移植)工 高木, 幹周15cm以上25cm未満, 2.7 km	本		WB610040
第0017号施工表	トラック[クレーン装置付]ヘーストラック4~4.5t積 吊能力2.9t	hr		K0302013
第0018号施工表	公園植栽 掘取(移植)工 高木, 幹周15cm以上25cm未満, 無	本		WB610030
第0019号施工表	公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	本		WB610010
第0020号施工表	公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	本		WB610010
第0021号施工表	公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 無	本		WB610010
第0022号施工表	公園植栽工(高木植栽) 幹周15cm以上25cm未満, 設置する, 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 計上しない, ○/本, 有, 有	本		WB610010

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0023号施工表	公園植栽工(支柱設置) 二脚鳥居支柱(添木付), 本/100本, 有	本		WB610020
第0024号施工表	公園植栽 張芝工 野芝, ベタ張, m2/100m2, 無, 無	m2		WB610050
第0025号施工表	小型機械土工(トラクター) 砕土・整地, 砂・砂質土	m2		WB610310
第0026号施工表	トラクター運転 砕土・整地	hr		WK610020
第0027号施工表	金物取付 取付金具類取付, 移設	個		WE230700
第0028号施工表	水道用硬質塩化ビニール管布設 屋外, 40mm, 硬質塩化ビニール管	m		WB610400
第0029号施工表	水道用硬質塩化ビニール管布設 屋外, 25mm, 硬質塩化ビニール管	m		WB610400
第0030号施工表	水道用硬質塩化ビニール管布設 屋外, 20mm, 硬質塩化ビニール管	m		WB610400
第0031号施工表	金物取付 取付金具類取付, 移設	個		WE230700
第0032号施工表	接地設置 D種接地, 補正なし	極		WE123800
第0033号施工表	建柱 GL8m~12m 重量350kg以下	基		SS000508

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0034号施工表	建柱 GL8m～12m 重量350kg以下	基		SS000508
第0035号施工表	建柱 GL8m～12m 重量350kg以下	基		SS000508
第0036号施工表	配電盤据付 継電器盤, 新設, 補正なし	面		WE201100
第0037号施工表	波付硬質合成樹脂管(FEP)敷設 構内地中 50mm以下, 新設, FEP 40mm, 1 条	m		WE110500
第0038号施工表	波付硬質合成樹脂管(FEP)敷設 構内地中 50mm以下, 新設, FEP 30mm, 1 条	m		WE110500
第0039号施工表	ケーブル及び電線配線 管内配線, 40mm以下, 新設	m		WE114000
第0040号施工表	埋設標識シート敷設 埋設標識シート敷設	m		WE122200
第0041号施工表	区画線設置 無し, 熔融式手動, 無し, 実線 15cm, 無し, 1.0mm, 無し, 無し, 含有 量15～18%, 白, コンクリート舗 装, 全ての費用	m		WB821210
第0042号施工表	コンクリートはけ引き仕上げ	m ²		WC696000
第0001号施工P	掘削 土砂, オフカット, 有り, 普通 土30,000m ³ 未満・湿地軟弱土	m ³		CB210100
第0002号施工P	路床盛土 4.0m以上, 10,000m ³ 未満, 無し	m ³		CB210520

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0003号施工P	積込(ルーズ) 土砂, 土量50,000m3未満	m3		CB210020
第0004号施工P	基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	m2		CB221110
第0005号施工P	型枠 一般型枠, 均しコンクリート	m2		CB240210
第0006号施工P	コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 18-8-25(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	m3		CB240010
第0007号施工P	型枠 一般型枠, 鉄筋・無筋構造物	m2		CB240210
第0008号施工P	コンクリート 無筋・鉄筋構造物, 人力打 設, 24-8-25(20)(高炉), 一般養 生, 無し, 全ての費用	m3		CB240010
第0009号施工P	裏込碎石 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	m3		CB221120
第0010号施工P	埋戻し 最小埋戻幅4m以上	m3		CB210410
第0011号施工P	舗装版切断 アスファルト舗装版, 15cm以下, 全ての費用	m		CB430510
第0012号施工P	舗装版破碎 アスファルト舗装版, 無し, 不要, 15cm以 下, 有り, 全ての費用	m2		CB430310
第0013号施工P	舗装版破碎 コンクリート舗装版, 無し, 不要, 15cm以 下, 有り, 全ての費用	m2		CB430310

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0014号施工P	積込(コンクリート殻) 全ての費用	m3		CB224260
第0015号施工P	殻運搬 舗装版破碎, 機械積込(小規模土 工), 有り, 3.0km以下, 全ての費用	m3		CB227010
第0016号施工P	殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 機械積 込, 有り, 3.3km以下, 全ての費用	m3		CB227010
第0017号施工P	積込(ルーズ) 土砂, 小規模(標準)	m3		CB210020
第0018号施工P	基礎碎石 12.5cmを超え17.5cm以下, 再生クラッシュ 40~0, 全ての費用	m2		CB221110
第0019号施工P	型枠 一般型枠, 小型構造物	m2		CB240210
第0020号施工P	コンクリート 小型構造物, 人力打設, 18-8-25(高 炉), 一般養生, 無し, 全ての費用	m3		CB240010
第0021号施工P	不陸整正 無し, 全ての費用	m2		CB410010
第0022号施工P	暗渠排水管 据付, 直管, 50~150mm, 全ての費用	m		CB222770
第0023号施工P	暗渠排水管 据付, 波状管及び網状 管, 50~150mm, 要, 全ての費用	m		CB222770
第0024号施工P	暗渠排水管 据付, 直管, 50~150mm, 全ての費用	m		CB222770

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0025号施工P	暗渠排水管 据付, 直管, 50~150mm, 全ての費用	m		CB222770
第0026号施工P	基礎砕石 7.5cm以下, 再生クラッシュラン 40~0, 全ての費用	m ²		CB221110
第0027号施工P	プレキャストマンホール 据付, 2000kg/基以下, 無しまたは円形断面以外, 全ての費用	基		CB222840
第0028号施工P	下層路盤(車道・路肩部) 200 mm, 1層施工, 再生クラッシュラン RC-40, 全ての費用	m ²		CB410030
第0029号施工P	上層路盤(車道・路肩部) 再生粒度調整砕石 RM-40, mm, mm, mm, 150 mm, 1層施工, 全ての費用	m ²		CB410040
第0030号施工P	基層(車道・路肩部) 1.4m未満(仕上厚50mm以下), 60 mm, mm, mm, 再生粗粒度アスコン(20), プライムコート PK-3, 全ての費用	m ²		CB410240
第0031号施工P	表層(車道・路肩部) 1.4m未満(仕上厚50mm以下), 40 mm, mm, mm, 再生密粒度アスコン(13), タックコート PK-4, 全ての費用	m ²		CB410260
第0032号施工P	下層路盤(車道・路肩部) 150 mm, 1層施工, 再生クラッシュラン RC-40, 全ての費用	m ²		CB410030
第0033号施工P	透水性アスファルト舗装 1.4m未満, 40 mm, mm, 開粒度アスコン(13)	m ²		CB410660
第0034号施工P	下層路盤(歩道部) 100 mm, 1層施工, 再生クラッシュラン RC-40, 全ての費用	m ²		CB410031
第0035号施工P	コンクリート削孔(電動ハンマドリル) 30mm以上200mm未満	孔		CB224410

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0036号施工P	特殊ブロック舗装 設置, 30cm×30cm	m2		CB422530
第0037号施工P	型枠 一般型枠, 鉄筋・無筋構造物(合板円形型 枠)	m2		CB240210
第0038号施工P	基層(車道・路肩部) 1. 4m未満(仕上厚50mm以下), 40 mm, mm, mm, 開粒度アスコン(13), フライ ムコート PK-3, 全ての費用	m2		CB410240

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、請負者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領及び配慮マニュアルに沿った対応)

第1条 この契約による事務若しくは事業の委託又は工事請負、物品購入等（以下「本件業務」という。）の委託等を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成28年埼玉県条例第18号）に定めるもののほか、朝霞市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年8月制定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

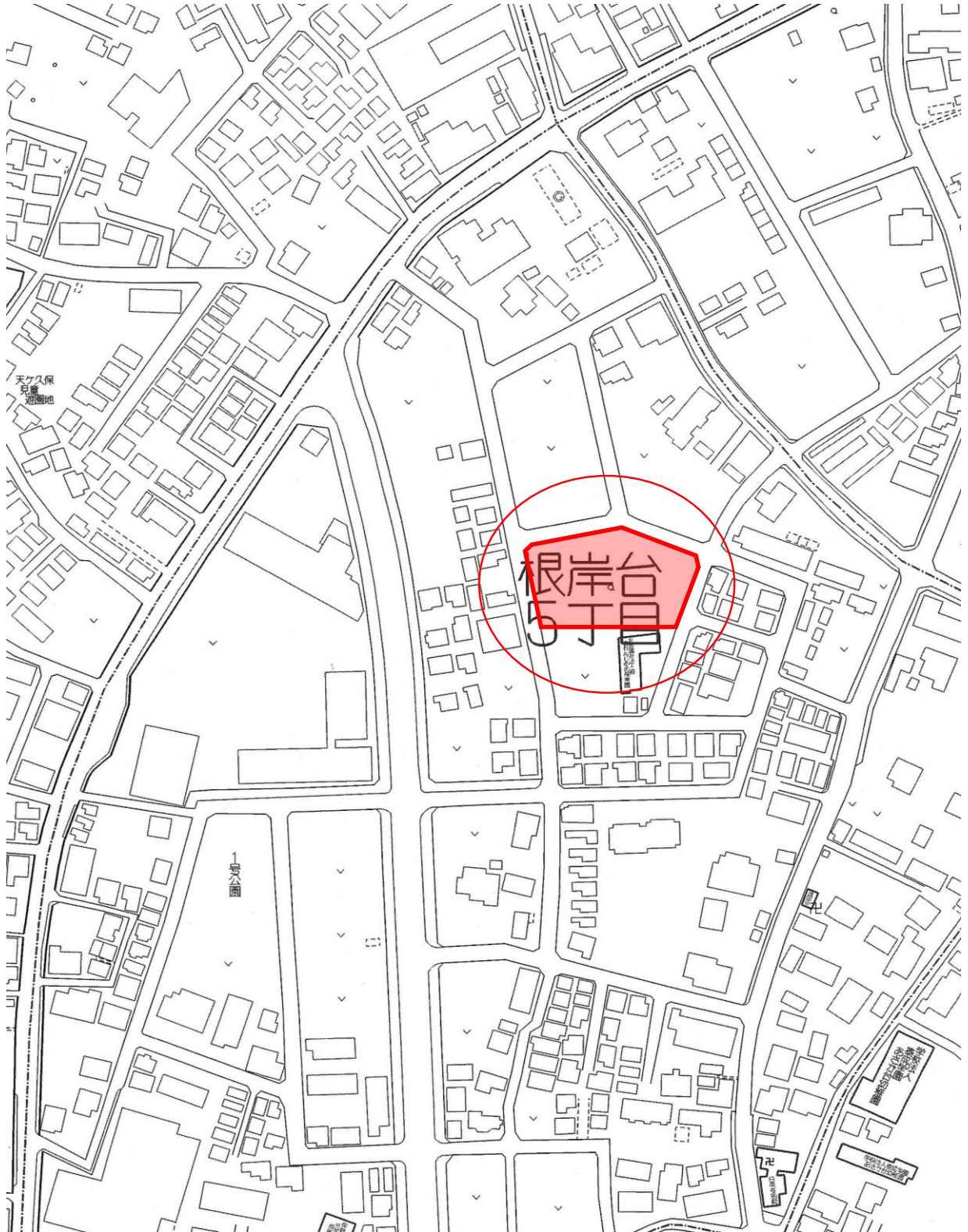
2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、朝霞市障害のある方への配慮マニュアル（平成28年11月制定）に示す障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

案内図

件名	まぼりひがし公園整備工事
場所	朝霞市根岸台5丁目地内（まぼりひがし公園）



縮尺：1/2000

「朝霞市労働環境把握のための調査」に関する特記事項

- 1 受注者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、労働環境把握のための調書（様式1号又は2号）を記入し、本契約締結後速やかに提出しなければならない。
- 2 受注者は、本契約に従事する従業員に係る支払賃金に関し、労働者賃金支払報告書（様式3号又は4号）を記入し、履行期間終了後速やかに提出しなければならない。
- 3 前記2における最終提出期限は、履行終了年度の翌年度4月末日とする。
- 4 履行期間が複数年度の契約においては、年度終了ごとに労働者賃金支払報告書（様式3号又は4号）を提出するものとし、終了年度翌4月末日を最終提出期限とする。
- 5 提出された労働環境把握のための調書又は労働者賃金支払報告書の内容に疑義が生じた場合において、受注者は、朝霞市が行う関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等に協力しなければならない。
- 6 朝霞市は、労働環境把握のための調書又は労働者賃金支払報告書の提出がない場合又は内容に虚偽がある場合は、受注者に対し「朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」による入札参加停止措置又は本契約を解除することができるものとする。